

中央市一般廃棄物処理基本計画

平成 29 年 3 月 策定
(令和 4 年 3 月 改定)
中 央 市

はじめに

中央市一般廃棄物処理基本計画(第2次)の策定時より、おおむね5年が経過しようとしておりますが、その間に市民・事業者の皆様とともに3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))の施策をはじめとした「ごみの減量化」に取り組んでまいりました。本市のごみ量は、市民・事業者の皆様のご協力により、人口が増加傾向にもかかわらずほぼ横ばいとなっております。



一方、温室効果ガスの増加による気候変動や、海洋プラスチックごみ問題など、環境問題は地球規模でますます深刻化してきております。

また、近年における新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界中の人々の暮らし・経済に大きな影響を与えており、新たな生活様式が求められる中で、家庭や事業所から排出されるごみ・資源の内容も変化してきております。

国は、平成30年6月、第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、令和元年5月にプラスチック資源循環戦略の策定、10月に食品ロス削減推進法を施行、令和2年7月から全国一律でプラスチック製レジ袋を有料化するなど、循環型社会形成に向けた取り組みを加速させております。

本市においては、この度の中間年次における改定にあたり、社会情勢やライフスタイルの変化、新型コロナウイルス感染症によるごみ処理への影響などを踏まえた見直しを行い、3Rに加え、リフューズ(ごみになるものは断る、家に持ち込まない)を合わせた「4R」に係る施策をはじめ、更なるごみの削減に向けた取り組みを今後5年間で推進してまいります。

また、併せて中央市環境基本計画との整合性を図り、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)の考え方にも努めてまいります。

結びに、本計画を改定するにあたり、コロナ禍にもかかわらず、慎重なご審議をいただきました「中央市一般廃棄物処理基本計画」策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます、今後も本計画の実現に向けご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

中央市長 **田中 久雄**

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画見直しの背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間と計画区域	3
4. 計画の基本方針	3
5. 国や県の動向	4
6. 国及び県の計画における一般廃棄物に係る数値目標	7
第2章 中央市の概況	8
1. 中央市の位置及び地勢	8
2. 土地利用	9
3. 社会的な特徴	9
4. 将来人口の設定	12
第3章 ごみ処理基本計画	13
第1節 ごみの現状と課題	13
1. ごみの処理体制	13
2. ごみの排出量の状況	16
3. ごみ処理の状況	19
4. これまでのごみ処理の進捗状況	25
5. ごみ処理に係る課題	27
第2節 ごみ処理の基本方針	28
第3節 計画目標の設定	30
1. ごみ排出量と処理状況の将来予測	30
2. 数値目標	37
第4節 目標達成のための施策	46
1. 生活系ごみの減量・資源化の推進	46
2. 事業系ごみの減量・資源化の推進	49
3. 適正処理の推進	50
4. 市民・事業者・市の取り組みと役割分担	52

目次

第4章 生活排水処理基本計画	53
第1節 生活排水処理の現状と課題	53
1. 生活排水処理の状況	53
2. 生活排水処理人口	56
3. し尿・汚泥の排出状況	58
4. 生活排水処理の課題	61
第2節 生活排水処理計画	62
1. 生活排水処理の目標	62
2. 生活排水処理の中長期方針	63

注意：各表の数値は端数処理により必ずしも一致しない場合があります。

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画見直しの背景

中央市一般廃棄物処理基本計画（第2次）（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の第6条第1項の規定に基づき、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間として、平成29年3月に策定しました。

私たちは豊かな生活を手にいれた反面、天然資源の枯渇や地球温暖化など、地球規模での環境問題が生じています。このような状況に対して、環境の保全や環境負荷の低減を行うとともに、社会の持続的発展をめざすためには現在の社会・経済システムを根本から見直すことが求められています。

国においては、平成12年6月、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な枠組法である「循環型社会形成推進基本法」（以下「循環基本法」という。）を公布し、廃棄物の適正処理に関する廃棄物処理法、再生利用の推進に関する資源有効利用促進法、個別リサイクル法令の整備をしてきました。

さらに、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、食料の損失、廃棄の削減について目標が設定されるなど、食品ロスの削減が国際的にも重要な課題として認識され、国内においては、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、行政、事業者、消費者など様々な主体の役割が示されたことから、新たな施策の推進が求められています。また、山梨県においても「第4次廃棄物総合計画（令和3年3月策定）」や「山梨県災害廃棄物処理計画（令和3年3月改定）」を策定し、循環型社会等の実現に努めています。

これらの法体系及び計画のもと、中央市（以下「本市」）においても廃棄物の発生・排出を抑制するとともに、リサイクルの促進及び適正処理の推進を図り、循環型社会の実現をめざしていく必要があります。このような中で、令和3年度は、本計画の中間年度に当たることから、国の基本方針等を踏まえ、本市のこれまでの取り組みを考慮し、改定をすることとしました。

2. 計画の位置づけ

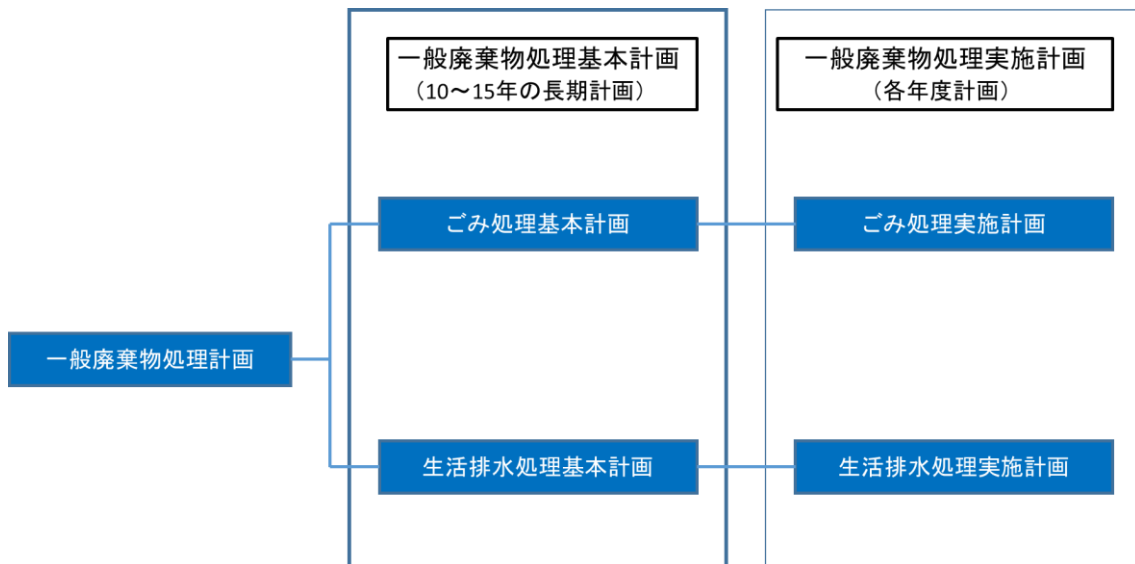
一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもので、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

また、一般廃棄物処理計画には、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成され、基本計画、実施計画のそれぞれにごみに関する部分と生活排水に関する部分があります。

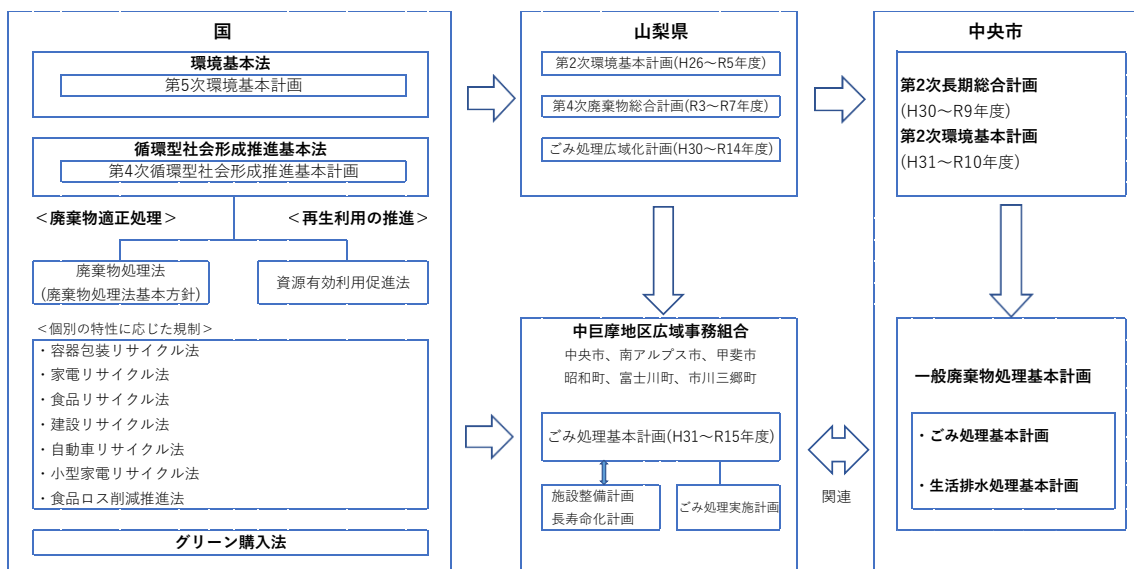
中央市一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済状況、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえたうえで、一般廃棄物処理施設の整備や体制、財源の確保等を検討するなど、現実的かつ具体的な施策を総合的に検討することが求められています。



本計画の上位計画として、本市の「長期総合計画」、「環境基本計画」等や国の「循環型社会形成推進基本計画」、県の「第4次山梨県廃棄物総合計画」等があります。また、関係法令としては、「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」、「容器包装リサイクル法」等があります。本計画は、これら上位計画との整合を図り、関係法令を踏まえ、策定するものです。



3. 計画期間と計画区域

本計画は、長期的な展望に立った計画であることから計画期間は、平成 29 年度を初年度とし、10 年後の令和 8 年度までとしております。令和 3 年度は、本計画の中間年度にあたることから見直しを行いました。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行います。

本計画の計画区域は、本市の全域とします。

4. 計画の基本方針

(1) ごみ処理基本計画

大量生産・大量消費・大量廃棄型のあり方を見直すとともに、改めて資源循環を基本とした循環型社会の構築に向け、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を分担し、これまでの 3 R (リデュース (発生抑制)、リユース (再使用)、リサイクル (再生利用)) に加え、リフューズ (ごみになるものは断る、家に持ち込まない) を合わせた 4 R に係る施策を推進します。

また、併せて中央市環境基本計画との整合性を図り、平成 27 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標 (SDGs) の考え方に努めます。

【基本方針】

- 4 R (リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル) の取り組みをさらに推進します。
- 分別を徹底し、適正処理を推進します。
- 効率的な処理体制の整備検討を推進します。
- 災害廃棄物処理の体制整備を推進します。
- 食品ロスの削減を推進します。

(2) 生活排水処理基本計画

生活排水処理は、快適な日常生活を営む上で必要であるとともに、河川等の公共用水域の水質保全や地下水の水質保全にとっても重要となります。このため、本市では、市全域を対象に、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等の汚水処理について、整備を効率的かつ確実に進めていきます。

【基本方針】

- 集合処理として整備済みの区域を中心に公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の 3 つの施設整備により、汚水処理を推進します。
- 公共下水道の未整備区域については、事業進捗を図ります。
- 汚水処理対策が必要となる個別処理区域では、合併処理浄化槽の整備促進に向け、検討を進めます。
- コミュニティ・プラント施設を公共下水道に接続します。

5. 国や県の動向

(1) 国の動向

(循環型社会の形成)

- ・ 平成 12 年に循環基本法が制定され 21 年が経過し、その間に各種法体系の整備や 3R の推進等により、循環型社会に向けた取り組みが進められています。
- ・ 平成 30 年 6 月、循環基本法に基づく第 4 次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、同計画では「持続可能な社会づくりとの統合的な取り組み」を始め、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」や「適正処理の推進と環境再生」、「災害廃棄物処理体制の構築」など、7 つの柱ごとに将来像、取り組み、指標が示されました。

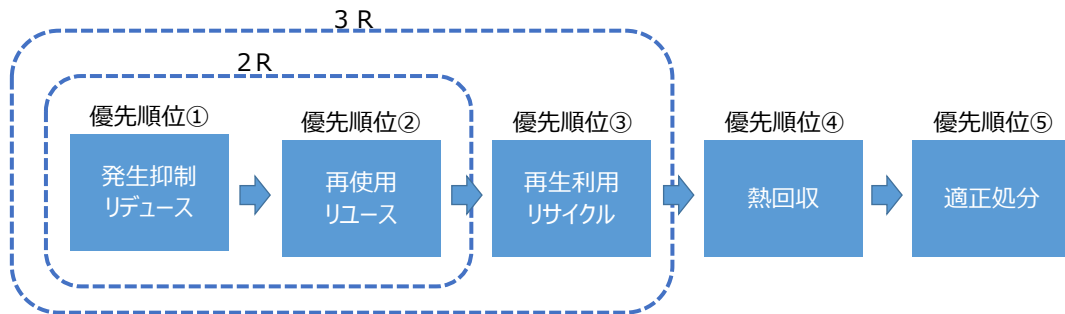
(発生抑制とリサイクルの推進)

- ・ 令和元年 10 月には食品ロス削減推進法が施行され、令和 2 年 3 月に示された基本方針では、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスを 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量の半減を目指すこととしています。
- ・ 資源有効利用促進法をはじめとした各種リサイクル法が制定され、個別物品の特性に応じた取り組みや規制が行われてきました。また、令和元年 5 月、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、同年 12 月に容器包装リサイクル法の関係省令が改正され、令和 2 年 7 月から全国一律でプラスチック製買物袋（レジ袋）が有料化されました。各種リサイクル法の整備や見直しにより循環型社会の形成に向けた取り組みが進められています。

(廃棄物の適正処理)

- ・ 廃棄物処理法の数次にわたる改正が行われ、近年の大きな改正では平成 29 年 6 月に廃棄物の不適正処理への対応の強化、有害使用済機器の適正な保管等の義務付け、親子会社間における自ら処理できる範囲の拡大、水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策等を行うことを内容とする改正が行われました。
- ・ 廃棄物処理法に基づき定められている「国の基本方針」については、平成 28 年 1 月に示されており、令和 2 年 3 月には環境省から 2025 年度（令和 7 年度）の参考となる数値目標が示されています。

<循環型社会形成推進基本法における処理の優先順位>



(2) 県の動向

(ごみ処理体制の整備に関する取り組み)

- 市町村等における安定的なごみ処理体制を確保するため、平成 11 年、20 年に続き、平成 30 年に「ごみ処理広域化計画」を策定、県内を 3 つのブロックに区分し、一般廃棄物処理施設の集約化が促進されています。
- 甲府市と峡東 3 市で構成する甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合は、笛吹市境川町にごみ処理施設（甲府・峡東クリーンセンター）を整備し、平成 29 年 4 月から稼働しています。
- 峡北・中巨摩・峡南の 5 市 6 町は、令和 2 年 2 月に山梨西部広域環境組合を設立し、中央市浅利地区にごみ処理施設の整備を進めています。富士北麓・東部の 12 市町村は、令和 2 年 10 月にごみ処理施設の候補地を決定し、事業主体となる一部事務組合の設立に向けて準備が進められています。
- ごみ処理施設から排出される焼却灰等の処理については、山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、笛吹市境川町に一般廃棄物最終処分場（かいのくにエコパーク）を整備し、平成 30 年 12 月から操業を開始しています。

(一般廃棄物処理に関する取り組み)

- 「やまなしクールチョイス県民運動（エコライフ県民運動：H22～R1.6）」や市町村・環境保全団体等の取り組みを支援する「ごみ減量化リサイクル推進事業（環境保全重点課題対策事業費補助金）」、県と共同で実施する市町村・一部事務組合のごみ処理施設での「事業系ごみの搬入検査」等により、市町村や事業者のごみの削減やリサイクルの取り組みを支援しています。
- レジ袋の削減を推進するため、平成 19 年に設立した山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会では、事業者や消費者団体、県、市町村等との間でレジ袋無料配布の中止等を盛り込んだ協定を締結し、これまでに 28 事業者 1 組合 314 店舗においてノーレジ袋事業推進の取り組みが進められました。（令和 2 年 7 月、レジ袋有料化が法制化されたことにより、令和 2 年 6 月末に協議会は解散、協定廃止）
- 流域圏によるプラスチックごみ等の発生抑制に係る基本方針等を示した「プラスチックごみ等発生抑制計画」が令和 2 年 3 月に策定され、発生抑制対策に関する施策に取り組んでいます。

(産業廃棄物処理に関する取り組み)

- ・ 排出事業者・処理事業者を対象とした研修や県民の日でのイベント等を通じて廃棄物の適正処理のための啓発等を行うとともに、砂利洗浄汚泥を築堤の盛土材等の原料として再生利用するに当たり個別指定を行うなど、廃棄物の排出抑制、再生利用の拡大に努めています。
- ・ 産業廃棄物は最終処分のほとんどを県外に依存するといった本県の状況を踏まえ、本県における産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を明らかにする「山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョン」を平成29年3月に策定し、現在、排出抑制に向けて特に優れた取り組みを行った事業者を表彰する「チャレンジ産廃3R促進事業」や、地域貢献や環境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を評価する本県独自の格付け制度など各種施策が実施されています。
- ・ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の確実かつ早期の適正処理を推進するため、国では関係法令の改正や「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の改訂を逐次行っており、県ではその改訂を踏まえて「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（県計画）」の見直しを行い、最近では令和2年2月に改訂されました。
- ・ 高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー等の処分期限が令和4年3月末に迫るなど、今後、各種PCB廃棄物の処分期限が順次到来することから、処分期限までに処分を完了しない者に対して改善命令等を行うなど、全てのPCB廃棄物等の期間内処理に向け取り組むこととしています。

(不法投棄防止対策に関する取り組み)

- ・ 市町村や警察など関係機関と連携した、不法投棄防止県下一斉合同パトロールや、山梨・静岡・神奈川県合同富士箱根伊豆地域不法投棄防止一斉パトロール、また、36県市で構成する産業廃棄物広域連絡協議会（産廃スクラム36）の会員同士の連携による、路上調査等を継続して実施するなど、産業廃棄物の不適正処理の防止に努めています。
- ・ 県民が日常生活の中でボランティアとして不法投棄の通報等を行う不法投棄監視協力員制度を設け、現在、約900人が協力員として登録されています。更に事業者団体等との情報提供協定を拡充するなどして、県民総監視体制の推進を図っています。

6. 国及び県の計画における一般廃棄物に係る数値目標

国及び県のごみの削減量などの数値目標は次のとおりです。

区分	国 第4次循環型社会形成推進基本計画 (平成30年6月策定)	山梨県 第4次山梨県廃棄物総合計画 (令和3年3月策定)
目標年	令和7年度	令和7年度
基準年	(平成12年度(2000年度))	平成30年度
減量化	1人1日当たりごみ排出量(直接搬入、 集団回収を加えた事業系を含む) : 約850g/人/日 1人1日当たり家庭ごみ量 (集団回収、資源ごみを除く) : 約440g/人/日	生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収量 : 11.0%削減 生活系ごみ : 11.0%削減
リサイクル率		25%(基準年から+8.0ポイント)
最終処分量	1,300万t(約77%削減)	16千t(基準年から16.7%削減)

第2章 中央市の概況

1. 中央市の位置及び地勢

本市は、山梨県の中央部に位置しています。

釜無川により形成された沖積平野の地域と御坂山系からなる中山間地域の地理的特性を有する二つの地域があり、両地域は笛吹川によって隔てられています。

沖積平野地域は、田富・玉穂の2地区が笛吹川と釜無川に挟まれた形で位置しており、中山間地域は、豊富地区となっています。

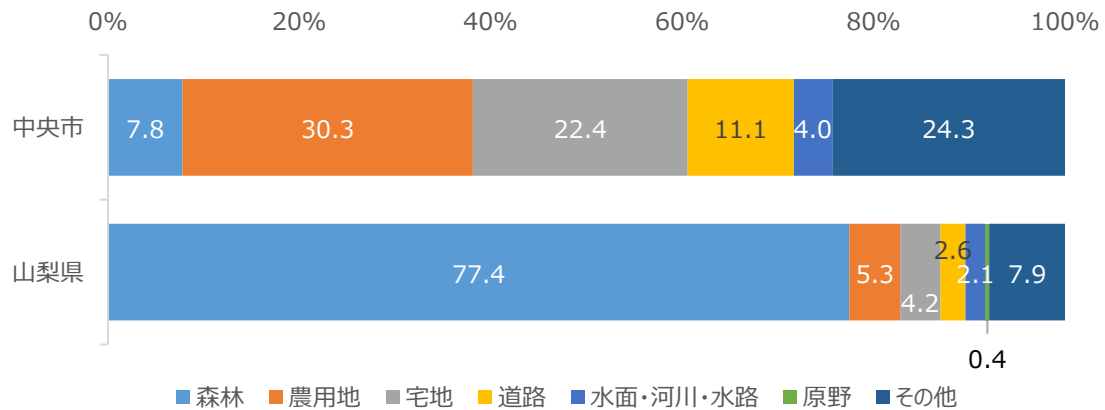
市の面積は、田富地区、玉穂地区、豊富地区の3地区を合わせて合計 31.69 k m²となります。



中央市位置図

2. 土地利用

本市の土地利用をみると、平成 29 年度現在、農用地が 30.3%、次いで宅地が 22.4%、道路が 11.1%であり、山梨県全体と比較すると、森林の割合は著しく低く、農用地、宅地の占める割合が高くなっており、居住や産業に利活用されている平坦地が多いことが本市の特徴となっています。



出典：平成 29 年度土地利用現況調査

※本計画書において、各項目の構成比は小数点第二位を四捨五入しているため、各項目の合計が 100%にならない場合があります。

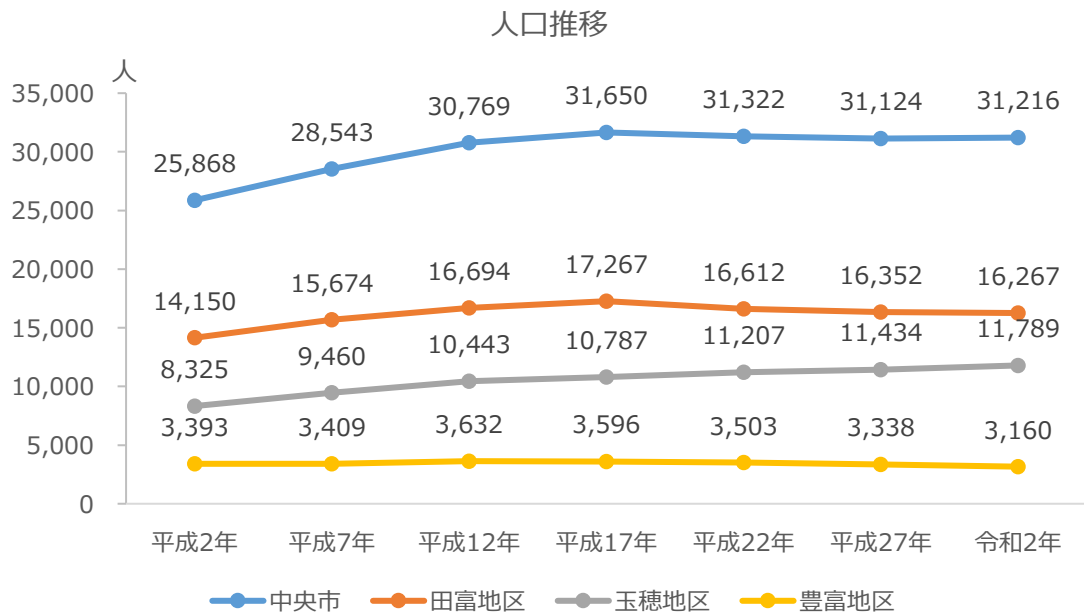
3. 社会的な特徴

(1) 人口動態

本市の人口は、昭和 40 年代に入り、甲府市中心部に近く交通の利便性が高いこともあって、田富・玉穂地区で住宅用地の開発が相次いで始まり、甲府のベッドタウンとして急速に拡大しました。

しかしながら、平成 17 年の 31,650 人をピークに減少に転じ、減少傾向が続きましたが、令和 2 年 10 月 1 日現在、本市の総人口は 31,216 人（国勢調査 確報値）で、前回調査時（平成 27 年）からは微増となっています。

また、3 地区別でみると、豊富地区の人口は平成 12 年をピークとして、田富地区では平成 17 年をピークとして減少しているに対し、玉穂地区では微増となっています。

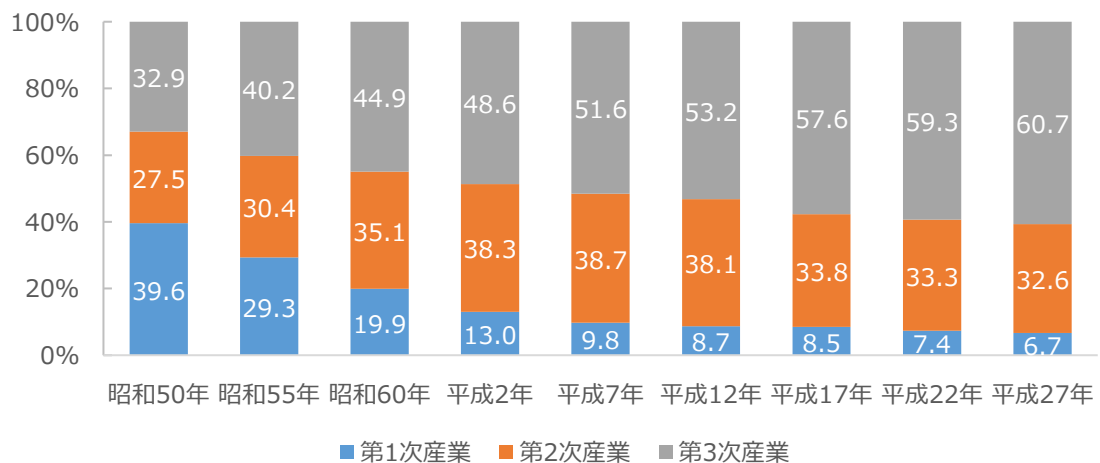


出典：国勢調査（確報値）

（2）産業別就業人口

本市の産業別就業人口の構成比の推移をみると、第3次産業が増加する一方で第1次産業は減少傾向にあります。

また、第2次産業は平成7年までは増加しましたが、その後は減少に転じています。



出典：国勢調査（確報値）

(3) 事業所等の推移

事業所数は平成 24 年から増加し、平成 26 年をピークに減少しています。平成 28 年の事業所数は 1,393 と平成 26 年 (1,436) から 3.0%減少しています。

平成 26 年と平成 28 年の間、減少傾向の中、教育・学習支援、建設業は増加し、医療・福祉は大幅に減少しました。

○中央市事業所数の推移

	平成 23 年 推計値/2011	平成 24 年 統計値/2012	平成 25 年 推計値/2013	平成 26 年 統計値/2014	平成 27 年 推計値/2015	平成 28 年 統計値/2016
農林漁業	8	7	10	13	14	15
鉱業	1	1	1	0	0	0
建設業	145	141	135	129	134	139
製造業	115	110	115	119	116	113
電気ガス熱供給水道業	0	0	1	2	1	0
情報通信業	10	9	9	8	9	9
運輸業	63	63	61	58	59	59
卸売・小売業	394	381	383	385	380	374
金融・保険業	17	18	18	17	17	17
不動産業	149	145	147	149	148	146
学術研究、専門・技術サービス業	39	40	41	42	44	45
飲食店・宿泊業	146	143	140	137	136	134
生活関連サービス業、娯楽業	117	115	116	117	118	119
医療・福祉	69	68	82	95	68	40
教育・学習支援業	39	39	46	52	66	79
複合サービス事業	10	10	12	13	12	11
その他サービス業	97	95	98	100	97	93
事業所合計	1,420	1,385	1,411	1,436	1,415	1393

出典：経済センサス（H24、H26、H28 は統計値、その他の年度は推計値である）

雇用者数も平成 24 年から増加し、平成 26 年をピークに減少しています。

平成 28 年の雇用者数は 16,068 人と平成 26 年 (17,136 人) から 6.2%減少しています。

平成 26 年と平成 28 年の間、減少傾向の中、教育・学習支援は増加し、医療・福祉は大幅に減少しました。

○中央市雇用者数の推移

	平成 23 年 推計値/2011	平成 24 年 統計値/2012	平成 25 年 推計値/2013	平成 26 年 統計値/2014	平成 27 年 推計値/2015	平成 28 年 統計値/2016
農林漁業	116	114	153	192	184	176
鉱業	8	9	5	0	0	0
建設業	764	728	703	678	688	698
製造業	3,792	3,738	3,721	3,704	3622	3539
電気ガス熱供給水道業	0	0	6	12	6	0
情報通信業	79	78	84	90	97	103
運輸業	1,518	1,484	1,356	1,227	1255	1283
卸売・小売業	4,632	4,449	4,379	4,309	4218	4127
金融・保険業	141	148	135	121	128	135
不動産業	285	281	280	279	273	266
学術研究、専門・技術サービス業	191	200	207	214	224	233
飲食店・宿泊業	1,290	1,343	1,147	951	894	836
生活関連サービス業、娯楽業	440	384	394	404	409	413
医療・福祉	1,779	1,807	1,972	2,137	1597	1056
教育・学習支援業	916	894	1,094	1,293	1669	2045
複合サービス事業	86	78	144	210	200	190
その他サービス業	736	744	1,030	1,315	1350	968
雇用者数合計	16,773	16,479	16,808	17,136	16,810	16,068

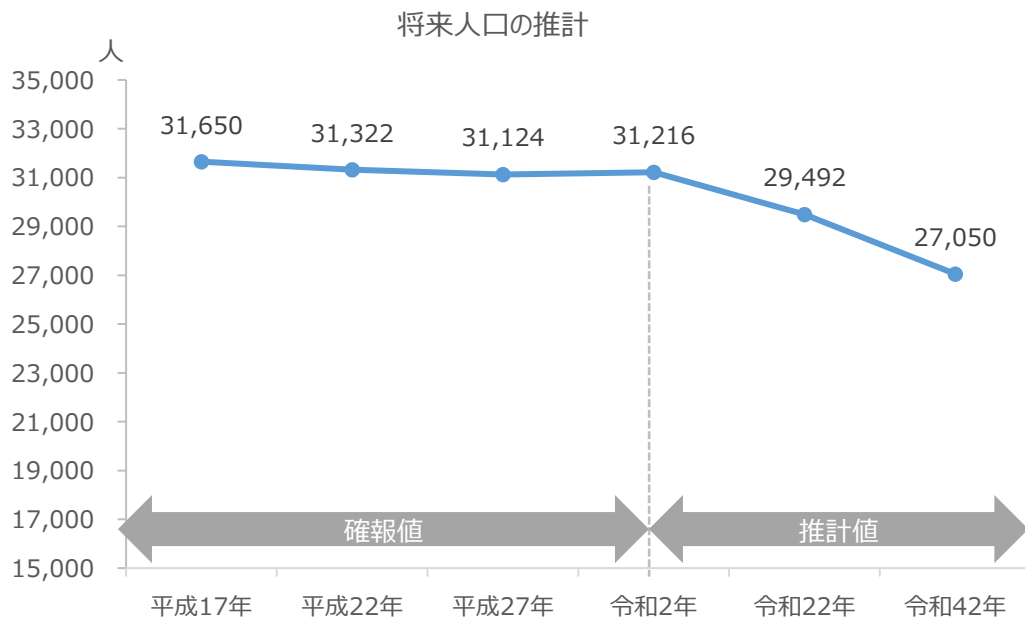
出典：経済センサス（H24、H26、H28 は統計値、その他の年度は推計値である）

4. 将来人口の設定

本市の将来人口については、「中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の中で様々な推計を行っています。

また、市は、様々な施策を実施することで、人口減少に歯止めをかけることとし、将来人口を設定しています。

本計画では、「中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に準拠して計画人口を設定します。



出典：国勢調査（確報値）、「中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（推計値）

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみの現状と課題

1. ごみの処理体制

(1) ごみの分別・収集

本市では、一般家庭から排出されるごみ（以下、「生活系ごみ」という。）について、以下のとおり分別して収集しています。

(田富・玉穂地区)

一般ごみ	可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、汚れた紙類、衣類、革・ゴム製品、木屑、プラマークの無いプラスチック製品など	週3回収集
	不燃ごみ	せともの、ガラス、化粧びん、缶、スプレー缶、なべ、鏡、カミソリ、植木鉢、電球、ナイフ、針など	月2回収集
	粗大ごみ	木製家具類（タンス、こたつ、机、食器棚など）、寝具類（布団、毛布、じゅうたん、カーペットなど）、自転車、一輪車、ゴルフクラブ、ミシンなど	年4回収集
資源ごみ	缶類	アルミ缶 スチール缶	月1回収集
	ペットボトル		
	ビン類	茶色びん	
		無色びん	
		その他びん	
	その他プラスチック	パック・カップ類、プラスチック製ボトル、ポリ袋・ラップ類・トレイ類、緩衝材類、包装用発泡スチロール、卵パックなど	
	紙類	新聞、本（雑誌、単行本、辞書など）、チラシ、ダンボール、紙パック、ミックス紙	
	廃食油		
	蛍光灯		
	乾電池		
小型家電	家電4品目にあてはまらない電化製品（パソコン、スマートフォン、掃除機、扇風機、ビデオデッキ、電子レンジなど）	随時収集	
プリンタ使用済みインクカートリッジ		随時収集	

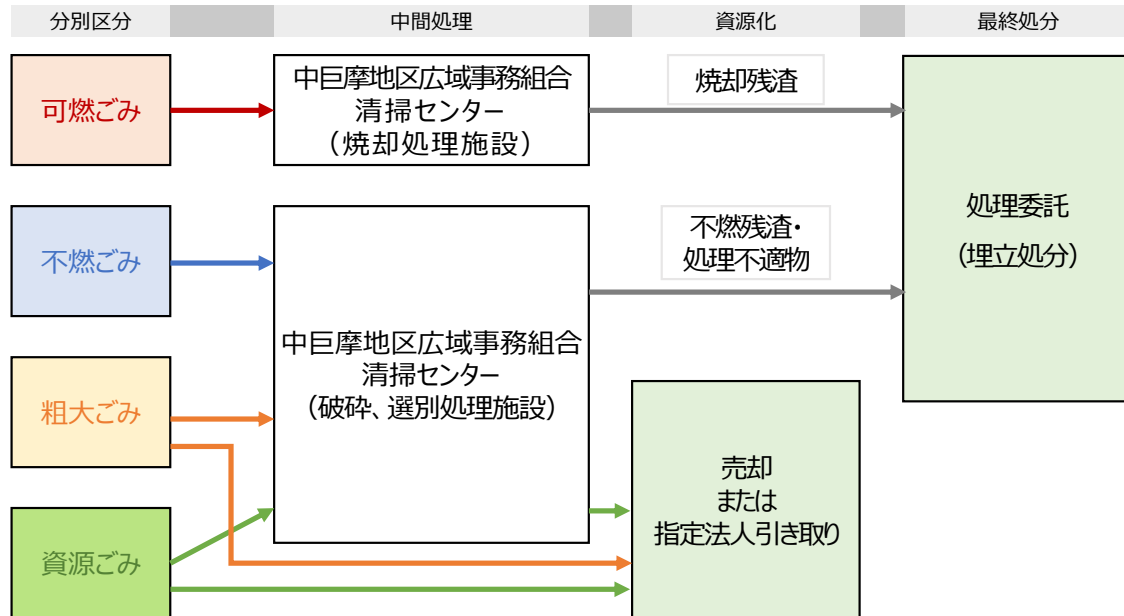
(豊富地区)

一般ごみ	可燃ごみ	紙類、衣類、革製品、ゴム製品、木屑、プラマークの無いプラスチック製品など	週2回収集
	不燃ごみ	空き缶、空きびん、ガラス、せともの、金属類など	月2回収集
	粗大ごみ	木製家具類（タンス、こたつ、机、食器棚など）、寝具類（布団、毛布、じゅうたん、カーペットなど）、自転車、一輪車、ゴルフクラブ、ミシンなど	年3回収集
資源ごみ	ペットボトル		月2回収集
	その他プラスチック	パック・カップ類、プラスチック製ボトル、ポリ袋・ラップ類・トレイ類、緩衝材類、包装用発泡スチロール、卵パックなど	
	紙類	新聞、本（雑誌、単行本、辞書など）、チラシ、ダンボール、紙パック、ミックス紙	
	廃食油		
	蛍光灯		
	乾電池		
	小型家電	家電4品目にあてはまらない電化製品（パソコン、スマートフォン、掃除機、扇風機、ビデオデッキ、電子レンジなど）	随時収集
	プリンタ使用済みインクカートリッジ		随時収集
生ごみ		週2回収集	

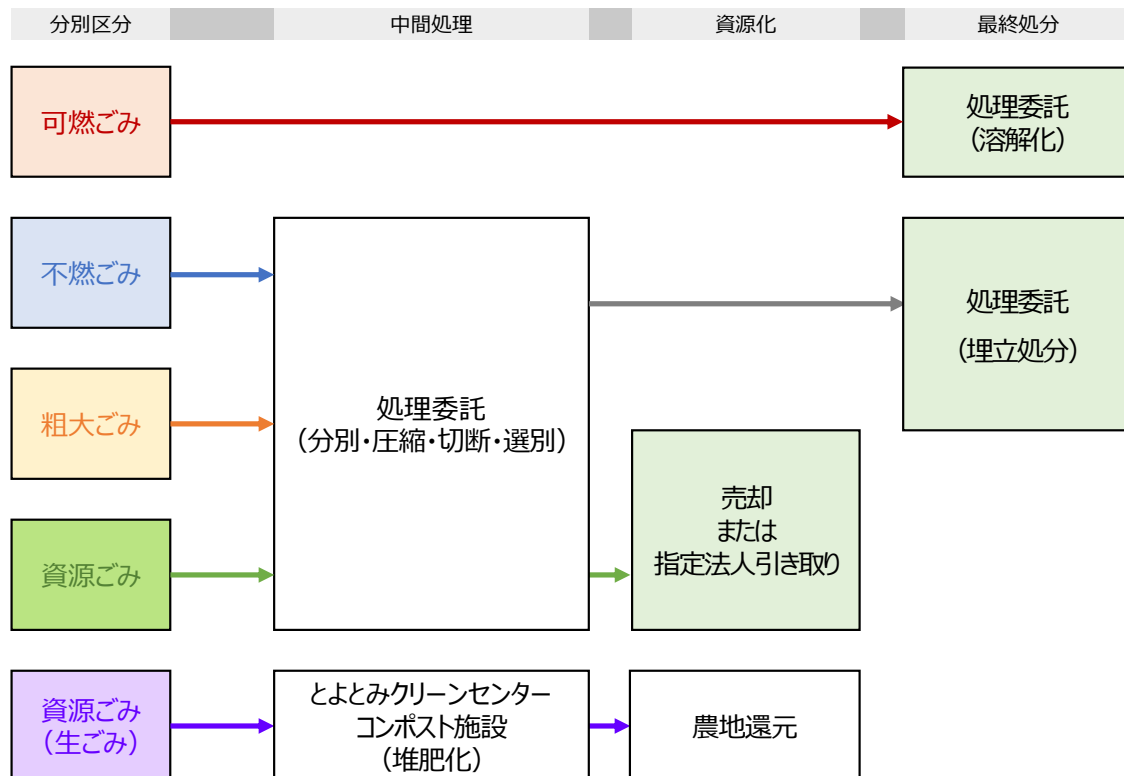
(2) ごみ処理の体系

本市では、田富・玉穂地区及び豊富地区について、それぞれ以下のとおり処理しています。

【田富・玉穂地区】



【豊富地区】



(3) ごみ処理施設の概要

本市の田富・玉穂地区から排出されるごみの中間処理は、中巨摩地区広域事務組合において処理されています。

なお、中巨摩地区広域事務組合では、構成市町のごみ・し尿等について、共同処理を行っています。

また、豊富地区から排出されるごみについては、民間事業者へ中間処理等を委託しています。

○中巨摩地区広域事務組合について

名称	中巨摩地区広域事務組合
設立	昭和 50 年 11 月 1 日（昭和 60 年 4 月 1 日複合事務組合化）
構成市町	中央市、南アルプス市、甲斐市、昭和町、富士川町、市川三郷町

○中巨摩地区広域事務組合清掃センターについて

名称	中巨摩地区広域事務組合清掃センター	
所在地	山梨県中央市一町畑 1189 番地	
焼却施設	処理方式	全連続燃焼式焼却炉
	処理能力	270t/日 (90t/24h×3 炉)
	建設年度	竣工 平成 9 年 2 月
	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
	燃焼設備	ストーカ式
	燃焼ガス冷却設備	水噴射式
	排ガス処理施設	乾式有害ガス除去装置+バグフィルタ
	余熱利用設備	温水発生器（場内給湯、場外余熱利用施設への暖房用熱源）
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	ピットアンドクレーン方式
	排水処理設備	ごみ汚水：炉内噴霧 その他排水：循環再利用方式
粗大ごみ 処理施設	処理方式	破碎選別方式（4 種選別）
	処理能力	40t/5h
	建設年度	竣工 昭和 62 年 10 月
	受入・供給施設	直投式（受入れホッパ）
	破碎設備	回転式破碎機
	選別設備	磁力式選別、慣性選別機、アルミ選別機、振動選別機
	搬送設備	ベルトコンベヤ
	集じん設備	サイクロン、バグフィルタ
貯留・搬出設備	貯留ホッパ	

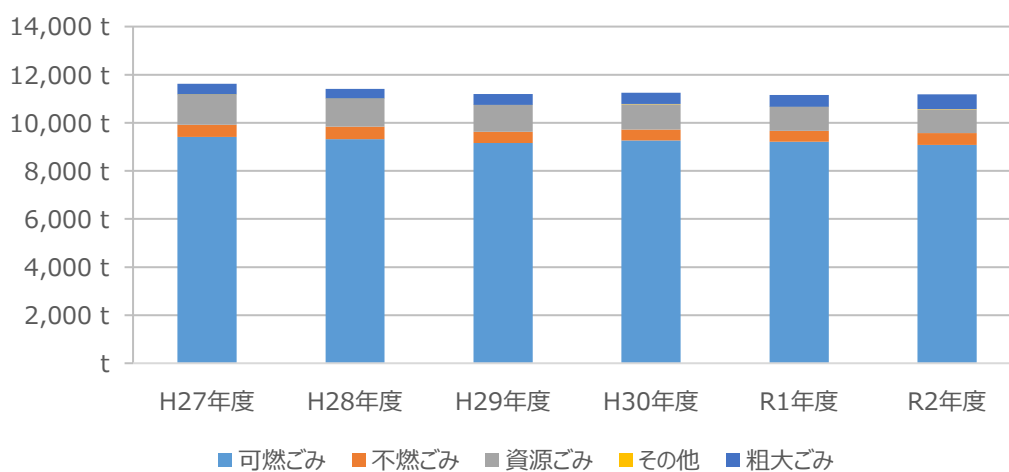
2. ごみの排出量の状況

(1) ごみ排出量の推移

本市におけるごみ種類別の排出量は以下のとおりです。平成 29 年度まで減少傾向でしたが、それ以降はほぼ横ばい状態にあります。

ごみ種別で見ると、可燃ごみの排出量が最も多く、総排出量に占める可燃ごみの割合は約 80%を占めており、次いで資源ごみが約 10%程度を占めています。

ごみ総排出量の推移



	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
可燃ごみ	9,416 t	9,322 t	9,164 t	9,261 t	9,206 t	9,076 t
不燃ごみ	500 t	517 t	455 t	459 t	459 t	492 t
資源ごみ	1,265 t	1,164 t	1,119 t	1,054 t	994 t	995 t
その他のごみ	7 t	7 t	7 t	7 t	8 t	8 t
粗大ごみ	431 t	401 t	451 t	469 t	493 t	607 t
ごみ総排出量	11,619 t	11,411 t	11,196 t	11,250 t	11,160 t	11,178 t

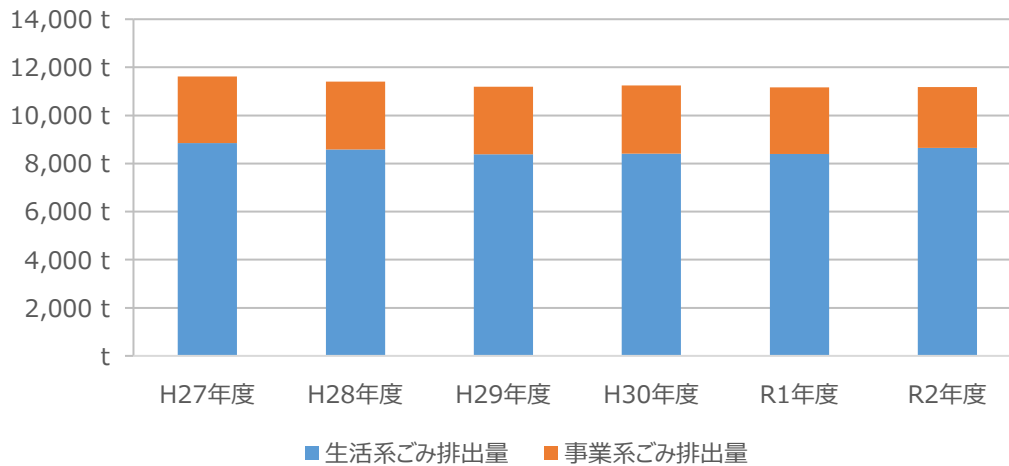
出典：一般廃棄物処理事業実態調査（R2 年度は市民環境課データ）

(2) 生活系ごみと事業系ごみの排出量

ごみ総排出量に占める生活系ごみの割合は、概ね 75%程度です。

生活系ごみはわずかながら増減を繰り返し、全体としては横ばい状態にあります。事業系ごみは平成 30 年度をピークに、減少傾向にあります。

生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移



	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
生活系ごみ排出量	8,848 t	8,585 t	8,387 t	8,407 t	8,395 t	8,645 t
事業系ごみ排出量	2,771 t	2,826 t	2,809 t	2,843 t	2,765 t	2,533 t
合計	11,619 t	11,411 t	11,196 t	11,250 t	11,160 t	11,178 t

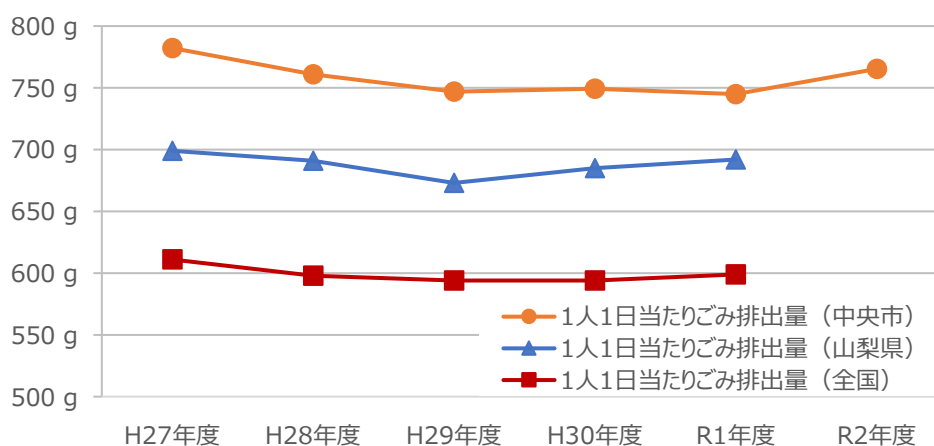
出典：一般廃棄物処理事業実態調査（R2 年度は市民環境課データ）

(3) 1人1日当たりの生活系ごみの排出量

本市の人口1人1日当たりの生活系ごみ排出量は以下に示すように、全国平均及び県平均と比較して高い値で推移しています。

本市の1人1日当たりの生活系ごみ排出量は全国、山梨県と比較すると、令和元年度では、それぞれ146g、53g多くなっていますが、平成29年度以降横ばい状態にあります。

1人1日当たり生活系ごみ排出量の推移



	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
1人1日当たり生活系ごみ排出量 (中央市)	782 g	761 g	747 g	749 g	745 g	765 g
可燃ごみ	587 g	576 g	566 g	572 g	572 g	579 g
不燃ごみ	44 g	46 g	40 g	41 g	41 g	43 g
資源ごみ	112 g	103 g	100 g	94 g	88 g	88 g
粗大ごみ他	39 g	36 g	41 g	42 g	44 g	55 g
1人1日当たり生活系ごみ排出量 (山梨県)	699 g	691 g	673 g	685 g	692 g	-
1人1日当たり生活系ごみ排出量 (全国)	611 g	598 g	594 g	594 g	599 g	-

※生活系ごみ排出量÷人口÷日数

出典：一般廃棄物処理事業実態調査 (R2年度は市民環境課データ)

3. ごみ処理の状況

(1) 中間処理

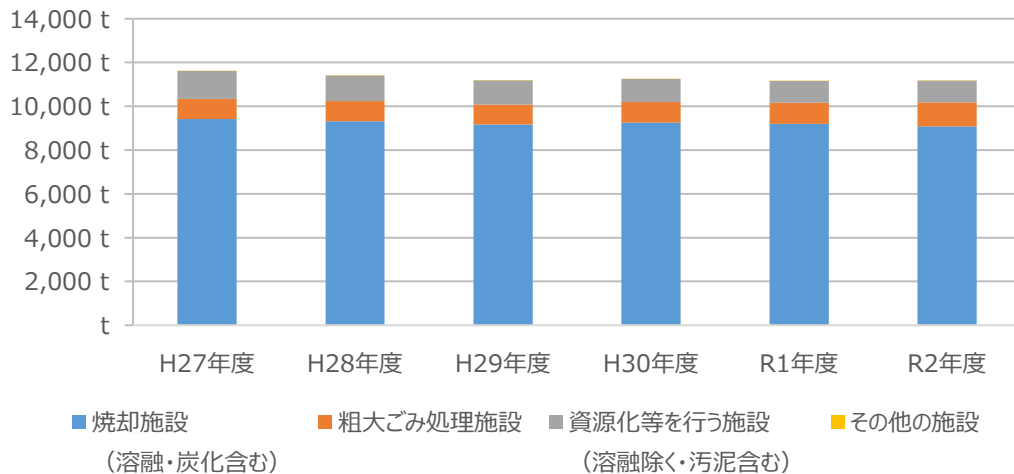
1) 中間処理量

本市においては、田富・玉穂地区で収集されたごみは中巨摩地区広域事務組合清掃センターの焼却施設や破碎・選別処理施設で処理されています。

焼却施設では可燃ごみと破碎可燃物の焼却処理を行い、破碎・選別処理施設では不燃ごみと粗大ごみの破碎処理と資源物の選別を行っています。また、豊富地区の収集ごみは民間事業者処理委託されています。

中巨摩地区広域事務組合清掃センター及び豊富地区の中間処理量は、以下のとおりです。

ごみの総処理量の推移

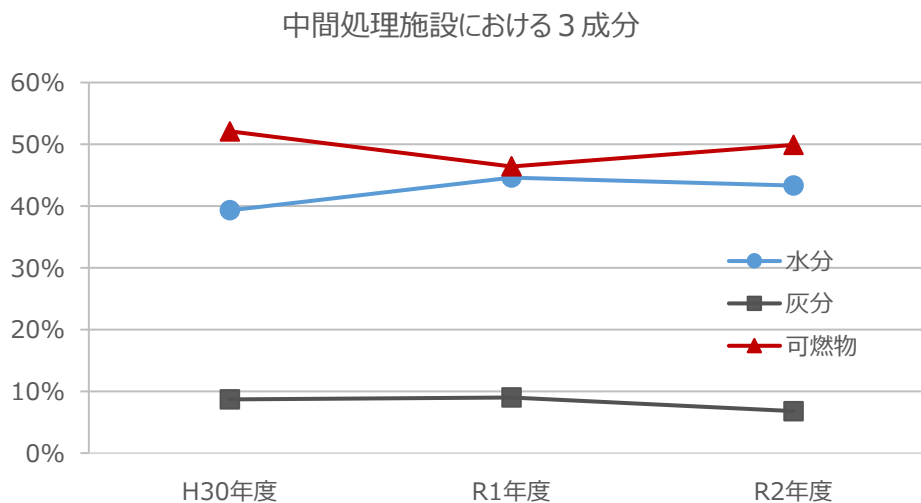


	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
焼却施設 (溶融・炭化を含む)	9,416 t	9,322 t	9,164 t	9,261 t	9,206 t	9,076 t
粗大ごみ処理施設	931 t	918 t	906 t	928 t	952 t	1,099 t
資源化等を行う施設 (溶融除く・汚泥含む)	1,265 t	1,164 t	1,119 t	1,054 t	994 t	995 t
その他の施設	7 t	7 t	7 t	7 t	8 t	8 t
ごみ総排出量	11,619 t	11,411 t	11,196 t	11,250 t	11,160 t	11,178 t

出典：一般廃棄物処理事業実態調査 (R2年度は市民環境課データ)

2) 中間処理（焼却処分）におけるごみの成分

中巨摩地区広域事務組合清掃センターにて焼却処分を行ったごみの成分分析の結果は以下に示すように、水分が39%~45%を占めています。



	H30年度	R1年度	R2年度
水分	39.3%	44.6%	43.3%
灰分	8.7%	9.0%	6.8%
可燃物	52.1%	46.4%	49.9%

※中巨摩広域事務組合清掃センター搬入可燃ごみの組成

※値は年4回実施した分析結果の平均値

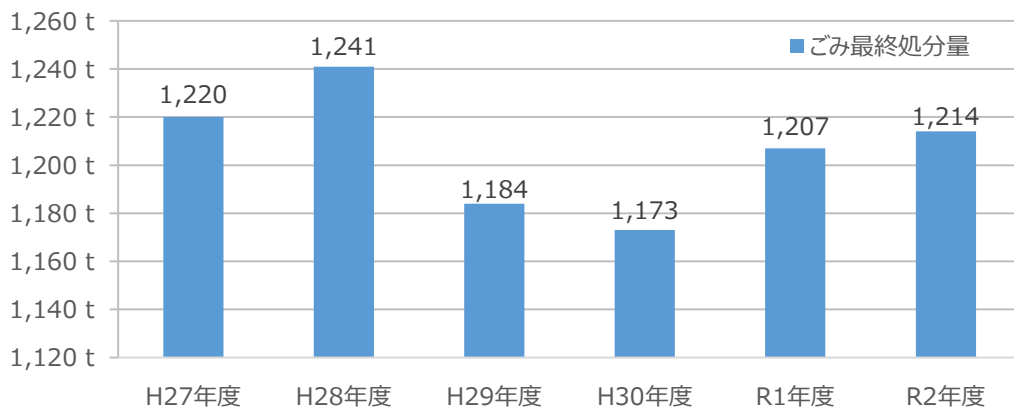
(2) 最終処分

ごみの最終処分は事業者へ委託され、埋め立て処分されています。

最終処分量の推移については、令和元年度より増加傾向にあります。

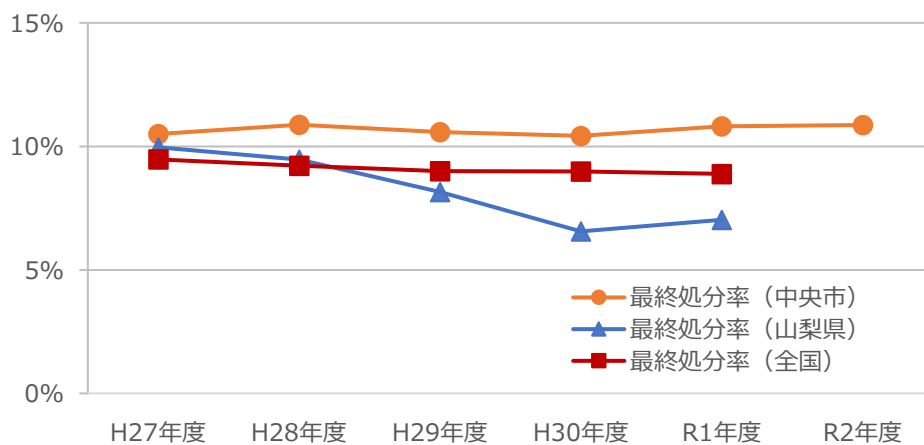
最終処分率については、ほぼ横ばいで推移しており、全国や山梨県の平均と比べて、ほぼ同等の処分率となっています。

ごみ最終処分量の推移



※H27年度のごみ最終処分量は、確定値に修正

ごみ最終処分率の推移



※H27年度のごみ最終処分率は、確定値に修正

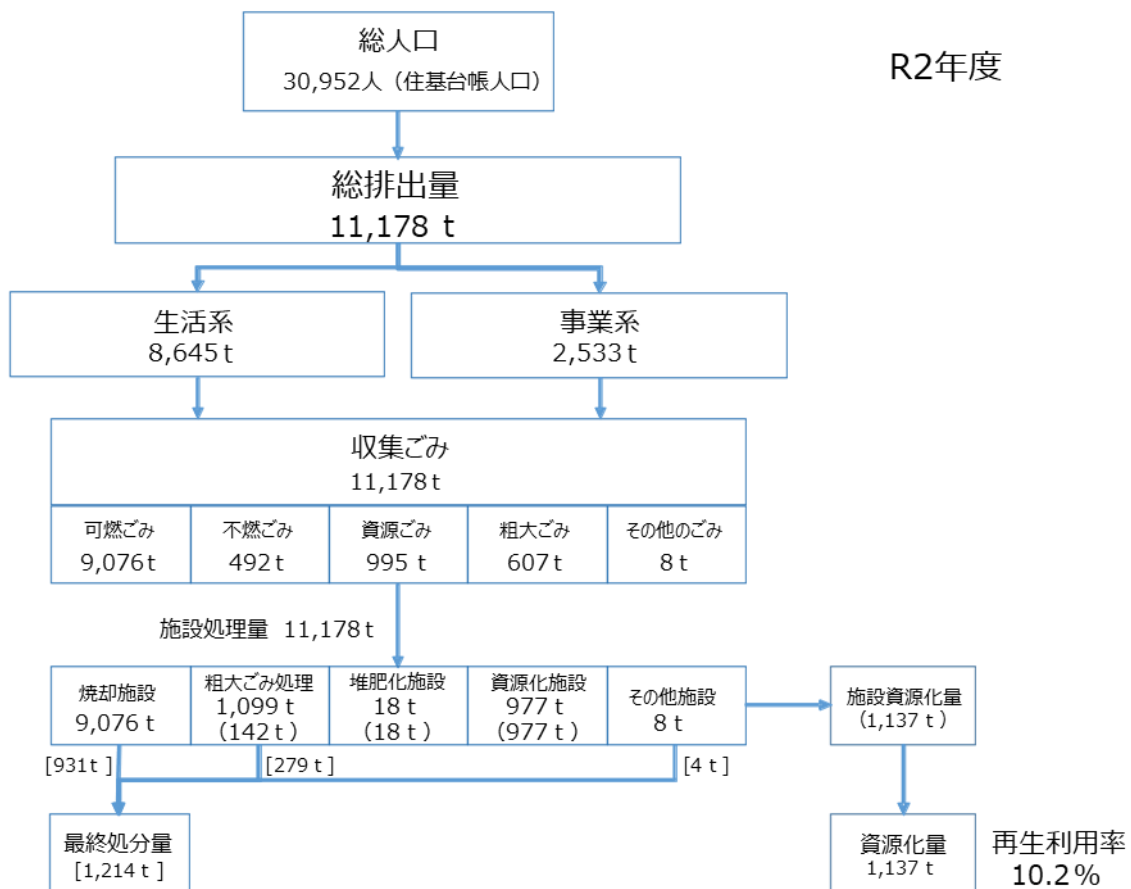
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
ごみ最終処分量	1,220 t	1,241 t	1,184 t	1,173 t	1,207 t	1,214 t
ごみ総排出量	11,619 t	11,411 t	11,196 t	11,250 t	11,160 t	11,178 t
最終処分率（中央市）	10.5%	10.9%	10.6%	10.4%	10.8%	10.9%
最終処分率（山梨県）	10.0%	9.5%	8.2%	6.6%	7.0%	-
最終処分率（全国）	9.5%	9.2%	9.0%	9.0%	8.9%	-

※H27年度のごみ最終処分量及び最終処分率は、確定値に修正
 出典：一般廃棄物処理事業実態調査（R2年度は市民環境課データ）

（3）ごみの再生利用

田富・玉穂地区で収集された資源ごみ、中間処理施設で破碎選別された不燃ごみ、粗大ごみの一部は資源として再生利用されています。また、豊富地区ではとよみクリーンセンターで生ごみを堆肥化して再生利用することも行われています。

令和2年度の資源化量は図に示すように1,137tとなっています。

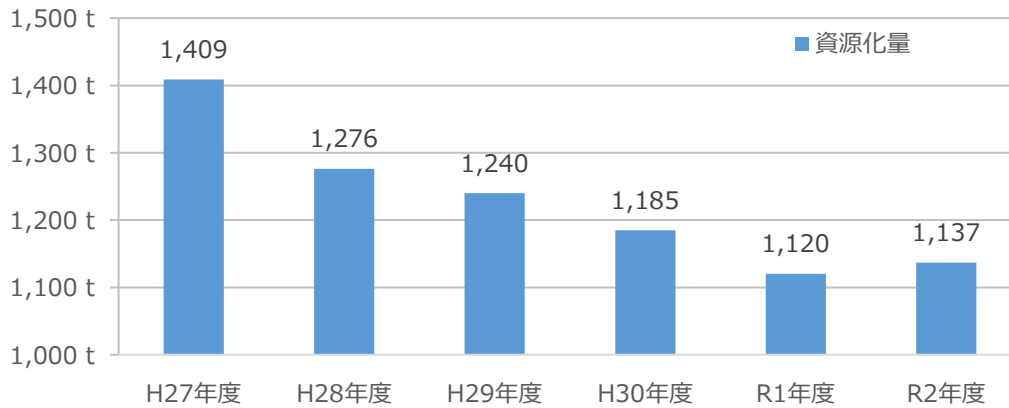


※総人口は住民基本台帳（10月1日現在）の登録数

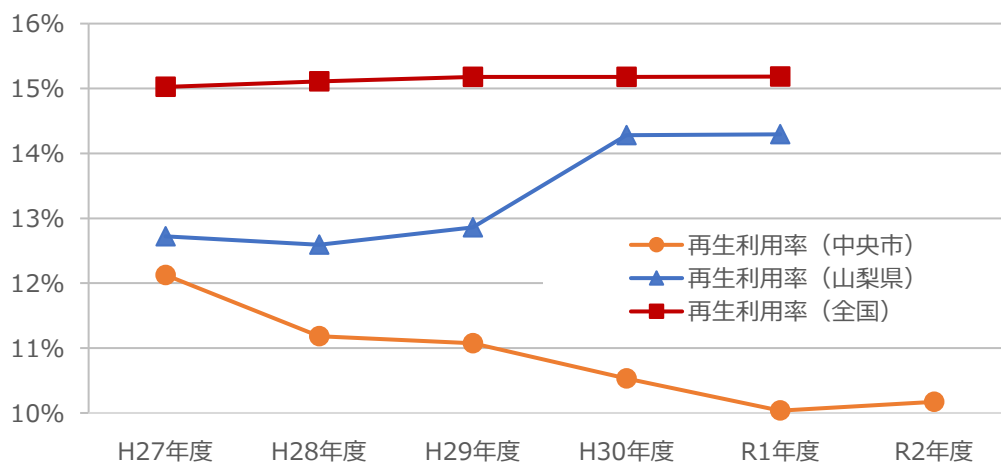
※()内は資源化量、[]内は最終処分量を示す

本市のごみの再生利用率は図に示すように、全国平均及び山梨県平均と比較すると、令和元年度では全国平均が 15.2%、山梨県平均が 14.3%であるのに対し、本市は 10.0%と極めて低く、ごみの資源化が本市の課題です。

資源化量の推移



ごみの再生利用率の推移



	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
ごみ総処理量	11,619 t	11,411 t	11,196 t	11,250 t	11,160 t	11,178 t
資源化量	1,409 t	1,276 t	1,240 t	1,185 t	1,120 t	1,137 t
再生利用率 (中央市)	12.1%	11.2%	11.1%	10.5%	10.0%	10.2%
再生利用率 (山梨県)	12.7%	12.6%	12.9%	14.3%	14.3%	-
再生利用率 (全国)	15.0%	15.1%	15.2%	15.2%	15.2%	-

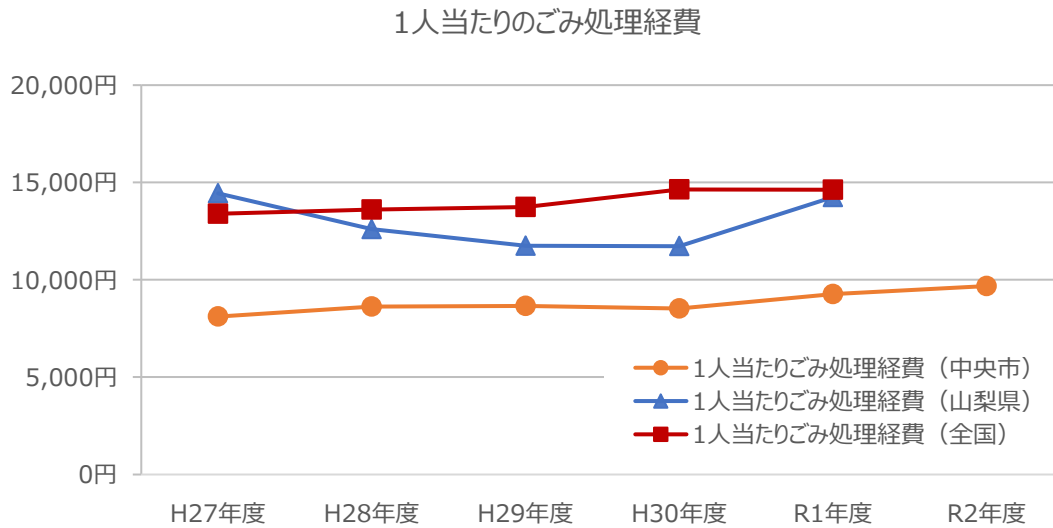
※再生利用率：資源化量÷ごみ総処理量

出典：一般廃棄物処理事業実態調査(R2年度は市民環境課データ)

(4) ごみ処理経費

1人あたりのごみ処理経費（建設・改良費を除く、処理及び維持管理経費）の推移については、以下のとおりです。

全国や山梨県の平均に比べ処理経費は低い状況ですが、近年上昇傾向にあります。



※ 中央市は組合分担金を含んだ数値

出典：一般廃棄物処理事業実態調査(R2年度は市民環境課データ)

4. これまでのごみ処理の進捗状況

循環型社会の構築に向けた本計画の目標値に対する進捗状況は、次のとおりです。

○ 本計画の目標値

項目	基準年度 平成 27 年度	実績 令和 2 年度 (平成 27 年度比)	目標年度 令和 8 年度 (平成 27 年度比)
排出量	11,619 t	11,178 t △3.8 %	9,727 t △16.3 %
生活系ごみ	8,848 t	8,645 t △2.3 %	7,407 t △16.3 %
事業系ごみ	2,771 t	2,533 t △8.6 %	2,320 t △16.3 %
再生利用率	12.1 %	10.2 % △1.9 ポイント	19.9 % +7.8 ポイント
最終処分量	1,220 t	1,214 t △0.5 %	649 t △40.7 %
(最終処分率)	10.5 %	10.9 %	6.7 %

(1) 排出量

令和 2 年度の排出量は、基準年度の平成 27 年度から 3.8%削減の 11,178 t であり、441 t の減量となっています。これは、市民の協力はもとより、特に事業者の環境配慮型、3R を基本とした事業活動が行われたことによる削減効果と考えられます。また、新型コロナウイルス感染症による外出自粛により、オフィス等での人の活動が減ったことも、要因の一つとして考えられます。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策の観点から新たな生活様式が進む中、生活系ごみの増加が見られるため、今後のごみの排出状況を見据えながら対策を検討する必要があります。

(2) 再生利用率

令和 2 年度の再生利用率は、基準年度の平成 27 年度から 1.9 ポイント減少の 10.2% であり、6 t の減量となっています。要因の一つとしては、近年敷地内に資源ごみの回収所などを設けているスーパーマーケットやその他小売店などが増加し、それらへ資源ごみが持ち込まれることにより、市で運営している 24 時間リサイクルステーションなどの回収量が減少していることも、影響していると考えられます。

今後も、分別の徹底など市民や事業者の理解と協力が得られるよう、引き続き啓蒙に努めていく必要があります。

(3) 最終処分量

令和 2 年度の排出量は、基準年度の平成 27 年度から 0.5%削減の 1,214 t であり、6 t の減量にとどまっています。平成 30 年度 (1,173 t) までは減少傾向となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛によって家庭内で過ごす時間が増え、家の中の片付けが進んだことで生活系の不燃ごみ、粗大ごみが大幅に増加したことも要因の一つであると考えられます。

排出量でも記述したとおりに、新型コロナウイルス感染症対策の観点から新たな生活様式が進む中、生活系ごみの増加が要因であるため、今後のごみの排出状況を見据えながら対策を検討する必要があります。

5. ごみ処理に係る課題

(1) 生活系ごみの減量化

ごみ総排出量は、減少傾向を示していますが、事業系ごみが明らかに減少傾向にある一方で、生活系ごみは増減を繰り返しながら、全体として横ばい傾向がみられます。

また、1人1日当たりの生活系ごみは、全国や山梨県の平均に比べ、高い値を示しており、中でも可燃ごみ、粗大ごみ他が増加する一方、資源ごみが減少する傾向がみられます。

なお、生活系ごみの75%は可燃ごみで、その多くは生ごみと紙類であることを考慮し、生ごみの水切り等による減量化及び紙類の再資源化に取り組むことが求められます。

(2) 資源化

本市の再生利用率は全国や山梨県の平均に比べて明らかに低く、また近年は遞減傾向を示しており、市民、事業所、行政の各主体が資源化に向けた取り組みに責務を果たす必要があります。

資源化に向けた取り組みとして、現状で可燃ごみ、不燃ごみとして廃棄されている中に含まれる紙類、その他プラなどの資源物については、分別の徹底を推進し、資源ごみとしての回収量を増加させる必要があります。これにより、可燃ごみと不燃ごみの減量化が図れます。

また、本市では、従来から生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）、電動処理機を購入する市民に対して助成を行っており、生ごみ堆肥化の推進を図っております。そのため、今後もこうした活動の更なる普及を図ることも重要です。

(3) 処理体制

本市は3町村合併によって誕生したため、旧町村で実施されていたごみ処理体制を継承し、収集・運搬、中間処理、最終処分を実施しております。

1人当たりのごみ処理経費は全国や山梨県の平均の70%弱ですが、近年は上昇傾向にあります。

田富・玉穂地区の中間処理は中巨摩地区広域事務組合清掃センター、豊富地区では民間事業者へ処理委託として実施していますが、将来的には統一することとしており、現在「山梨県ごみ処理広域化計画」に基づき、山梨西部広域環境組合において、一般廃棄物処理施設の集約による効率的な処理体制などの構築に向けて検討がされております。

また、中巨摩地区広域事務組合清掃センターの焼却施設については、新たなごみ処理施設が稼働するまでの間、引き続き適切な整備による維持管理を継続していく必要があります。

第2節 ごみ処理の基本方針

現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムは、便利で豊かな生活を可能とする一方で、限りある資源やエネルギーを大量に消費するとともに、大量のごみを排出し、環境破壊、ごみの不適切な処理、廃棄物処分場の不足など様々な問題を生み出しています。

これら課題解決のためには、経済と環境が両立した持続的な循環型社会へと転換することが求められます。

このような状況の中で、本市ではごみの減量化及び資源化に取り組んでいますが、事業系ごみは減少傾向にある一方で生活系ごみ排出量は微増しています。

このため、市民一人ひとりが自分自身のライフスタイルを見直し、ごみの減量化について、より積極的に取り組むことが求められます。

また、東日本大震災を契機として、災害により生じた廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することが、被災後の復旧・復興に重要であり、これら災害ごみに備えることも各地域や自治体の課題になっています。

以上により、次に掲げる基本方針に基づき、ごみの減量化、資源化に取り組んでいきます。

1. 4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みの一層の推進
2. 分別の徹底と適正処理の推進
3. 効率的な処理体制の整備検討の推進
4. 災害廃棄物処理の体制整備を推進
5. 食品ロスの削減の推進

【取り組み内容】**1. 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みの一層の推進**

令和元年度の1人1日当たりの生活系ごみは全国平均に比べ146g多く、中でも可燃ごみ、粗大ごみ他が増加傾向にあります。

このため、市では生活系ごみの減量化に重点を置いた啓発活動や情報の提供を行うとともに、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取り組みに加え、リフューズ（断る）を推進することにより、環境への負荷を低減した4Rに係る施策を推進し、市民のごみ減量化活動への支援施策を講じていきます。

2. 分別の徹底と適正処理の推進

令和元年度の再生利用率は全国平均15.2%、県平均14.3%に比べて10.0%です。平成27年度からの5年間、再生利用率は減少傾向にあります。

このため、改めて資源循環を基本とした循環型社会の構築に向け、分別の徹底を図り、資源ごみとしての回収量を再び増加させるなど、市民、事業所、行政の各主体がごみの分別と適正処理に向けた取り組みを積極的に推進します。

また、本市では、従来から生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）、電動処理機を購入する市民に対して助成を行っており、今後も生ごみ堆肥化の推進を図っていきます。

3. 効率的な処理体制の整備検討の推進

本市では、旧町村で実施されていたごみ処理体制を継承し、収集・運搬、中間処理、最終処分を実施しております。

今後は、「山梨県ごみ処理広域化計画」に基づき、山梨西部広域環境組合において、一般廃棄物処理施設の集約による効率的な処理体制などの構築に向けて協議・検討を行うとともに、中巨摩地区広域事務組合清掃センター施設については、新たなごみ処理施設が稼働するまでの間、引き続き適切な整備による維持管理を継続し、効率的な処理体制の整備推進の検討をしていきます。

4. 災害廃棄物処理の体制整備を推進

災害によって生じた廃棄物については、「中央市災害廃棄物処理計画（令和2年3月策定）」に基づき、適正かつ円滑な処理体制の整備推進を検討していきます。

5. 食品ロスの削減の推進

食品ロス削減推進法の施行に伴い、近年、顕在化している「余分な買い物」、「食事の作りすぎ」等の生活習慣の変化による「直接廃棄」、「食べ残し」による食品ロスの削減について推進、啓発していきます。

第3節 計画目標の設定

1. ごみ排出量と処理状況の将来予測

(1) ごみ排出量の将来推計

1) ごみ排出量の推移

本市では平成 18 年の合併以降、合併以前の各町村が進めてきたごみ減量化、資源化の取り組みを継承して実施してきました。生活系ごみ排出量はわずかながら増減を繰り返し、若干の減少傾向を見られていましたが、令和 2 年度は増加に転じました。一方、事業系ごみの排出量は明らかに減少傾向が見られ、ごみの総排出量は全体として、逡減しています。

生活系ごみの 1 人 1 日当たり排出量の推移を見ると、可燃ごみ、不燃ごみは増加しているのに対し、資源ごみは減少しています。

○ ごみ排出量の推移（前出）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
生活系ごみ排出量	8,848 t	8,585 t	8,387 t	8,407 t	8,395 t	8,645 t
事業系ごみ排出量	2,771 t	2,826 t	2,809 t	2,843 t	2,765 t	2,533 t
ごみ総排出量	11,619 t	11,411 t	11,196 t	11,250 t	11,160 t	11,178 t

○ 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量（前出）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
生活系ごみ排出量	782 g	761 g	747 g	749 g	745 g	765 g
可燃ごみ	588 g	576 g	566 g	572 g	572 g	579 g
不燃ごみ	44 g	46 g	40 g	41 g	41 g	43 g
資源ごみ	112 g	103 g	100 g	94 g	88 g	88 g
粗大ごみ他	39 g	36 g	41 g	42 g	44 g	55 g
人口	30,990 人	30,917 人	30,766 人	30,740 人	30,876 人	30,952 人

※ 人口は住民基本台帳（各 10 月 1 日現在）の登録数

2) 推計方法

ごみ排出量を以下のように推計しました。

① 生活系ごみ排出量の推計

- ・ 平成 27 年度から令和 2 年度の生活系ごみ排出量の実績をもとに、ごみ種別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他ごみ別）に 1 人 1 日当たりのごみの排出量を求め、このトレンドをベースに令和 3 年度から令和 8 年度の 1 人 1 日当たりのごみの排出量を求め、各年度の人口と日数を乗じて、生活系ごみ排出量を求めました。
- ・ 将来人口については「中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に準拠して、算出しました。

② 事業系ごみ排出量の推計

- ・ 平成 27 年度から令和 2 年度の事業系ごみ排出量の実績をもとに、このトレンドをベースに令和 8 年度までの事業系ごみの排出量を推計しました。

③ ごみ総排出量

- ・ 生活系ごみ、事業系ごみの合計を求めました。

3) ごみ排出量の将来推計

将来推計の結果は以下のとおりです。

- 生活系ごみについては、1 人 1 日当たりの排出量は遡増するものの、将来人口が減少するために、排出量は若干の遡減傾向となります。
- 事業系ごみは減少傾向が続きます。この結果、ごみ総排出量（生活系ごみと事業系ごみの合計）は減少傾向となります。
- 令和 8 年度の生活系のごみは、「可燃ごみ」が総排出量の 75% を占めていることから、大幅なごみ減量化にとって可燃ごみの削減が必要です。（紙類の分別や生ごみの水切り等）
- 事業系ごみ（99% が可燃ごみ）の明らかな減少傾向はごみの有料化の影響が寄与していると考えられます。

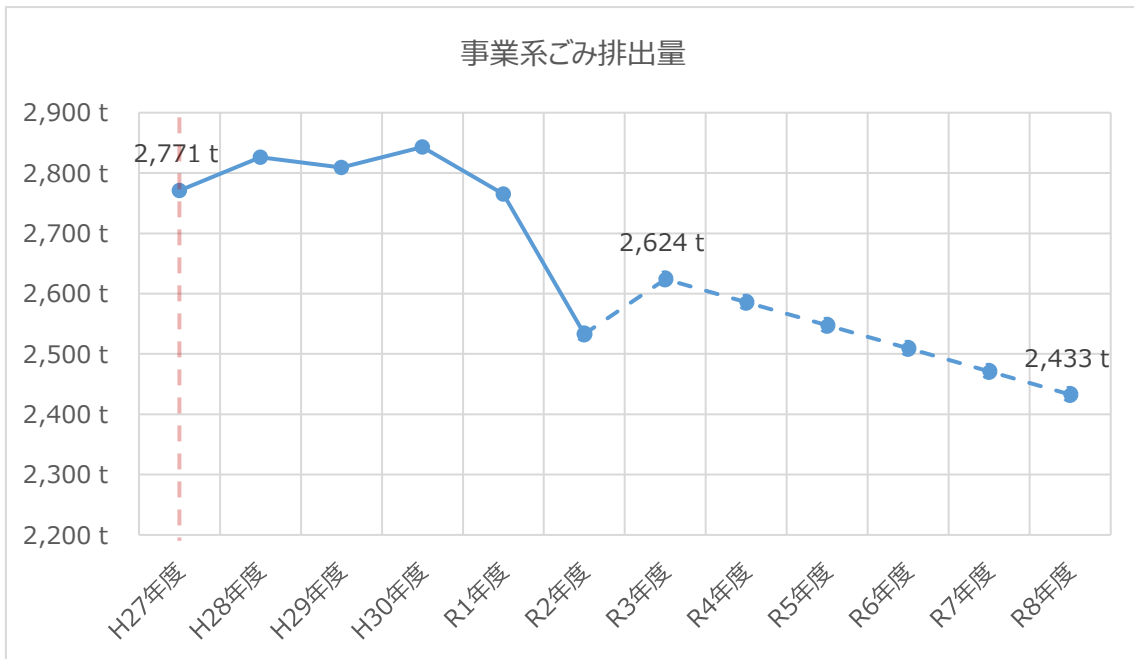
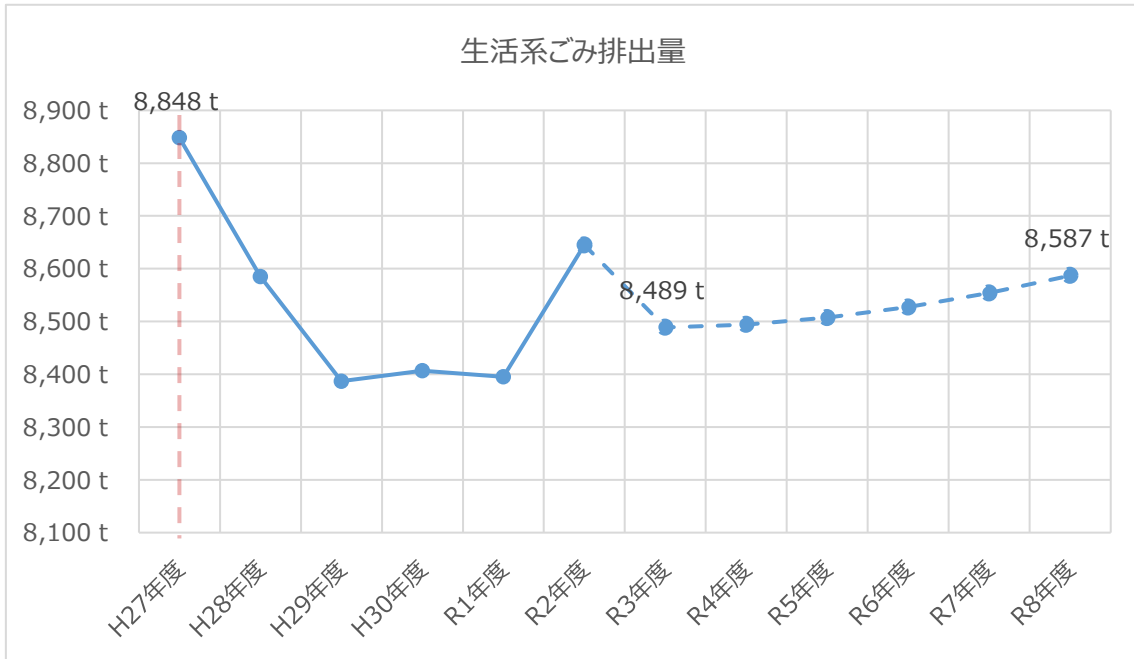
○ 生活系ごみ排出量の推計

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
	実績値						
生活系ごみ排出量	8,413 t	8,545 t	8,848 t	8,585 t	8,387 t	8,407 t	8,395 t
1人1日当たりごみ排出量	736 g	751 g	782 g	761 g	747 g	749 g	745 g
可燃ごみ	6,232 t	6,409 t	6,648 t	6,499 t	6,357 t	6,422 t	6,444 t
1人1日当たり可燃ごみ排出量	545 g	563 g	588 g	576 g	566 g	572 g	572 g
不燃ごみ	431 t	475 t	497 t	514 t	453 t	455 t	456 t
1人1日当たり不燃ごみ排出量	38 g	42 g	44 g	46 g	40 g	41 g	41 g
資源ごみ	1,327 t	1,275 t	1,265 t	1,164 t	1,119 t	1,054 t	994 t
1人1日当たり資源ごみ排出量	116 g	112 g	112 g	103 g	100 g	94 g	88 g
その他	8 t	7 t	7 t	7 t	7 t	7 t	8 t
1人1日当たりその他排出量	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g
粗大ごみ	415 t	379 t	431 t	401 t	451 t	469 t	493 t
1人1日当たり粗大ごみ排出量	36 g	33 g	38 g	36 g	40 g	42 g	44 g
人口	31,327 人	31,187 人	30,990 人	30,917 人	30,766 人	30,740 人	30,876 人

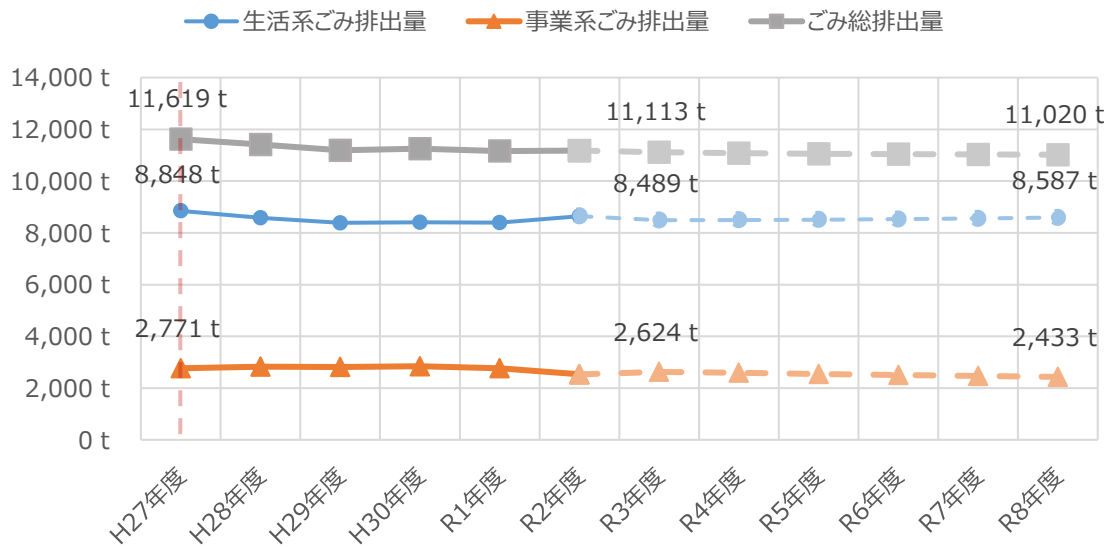
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実績値	推計値					
生活系ごみ排出量	8,645 t	8,489 t	8,494 t	8,507 t	8,527 t	8,554 t	8,587 t
1人1日当たりごみ排出量	765 g	753 g	754 g	757 g	760 g	763 g	767 g
可燃ごみ	6,546 t	6,433 t	6,413 t	6,395 t	6,377 t	6,361 t	6,344 t
1人1日当たり可燃ごみ排出量	579 g	570 g	569 g	569 g	568 g	568 g	567 g
不燃ごみ	489 t	461 t	458 t	455 t	452 t	450 t	448 t
1人1日当たり不燃ごみ排出量	43 g	41 g	41 g	41 g	40 g	40 g	40 g
資源ごみ	995 t	973 t	954 t	937 t	922 t	908 t	896 t
1人1日当たり資源ごみ排出量	88 g	86 g	85 g	83 g	82 g	81 g	80 g
その他	8 t	9 t	9 t	10 t	11 t	12 t	13 t
1人1日当たりその他排出量	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g	1 g
粗大ごみ	607 t	613 t	660 t	710 t	765 t	823 t	886 t
1人1日当たり粗大ごみ排出量	54 g	54 g	59 g	63 g	68 g	73 g	79 g
人口	30,952 人	30,648 人	30,853 人	30,804 人	30,754 人	30,705 人	30,656 人

※ H25～R2年度の人口は住民基本台帳（各10月1日現在）の登録数

※ R3年度以降の人口は「中央市人口ビジョン」に基づく推計値



生活系ごみと事業系ごみ排出量の推移



一般廃棄物排出量の推計結果

種別	平成 27 年度 (基準年度)	令和 3 年度 (中間年度)	令和 8 年度 (目標年度)
生活系ごみ	8,848 t	8,489 t	8,587 t
可燃ごみ	6,648 t	6,433 t	6,344 t
不燃ごみ	497 t	461 t	448 t
資源ごみ	1,265 t	973 t	896 t
粗大ごみ	431 t	613 t	886 t
その他	7 t	9 t	13 t
事業系ごみ	2,771 t	2,624 t	2,433 t
可燃ごみ	2,768 t		
不燃ごみ	3 t		
ごみ総排出量	11,619 t	11,113 t	11,020 t

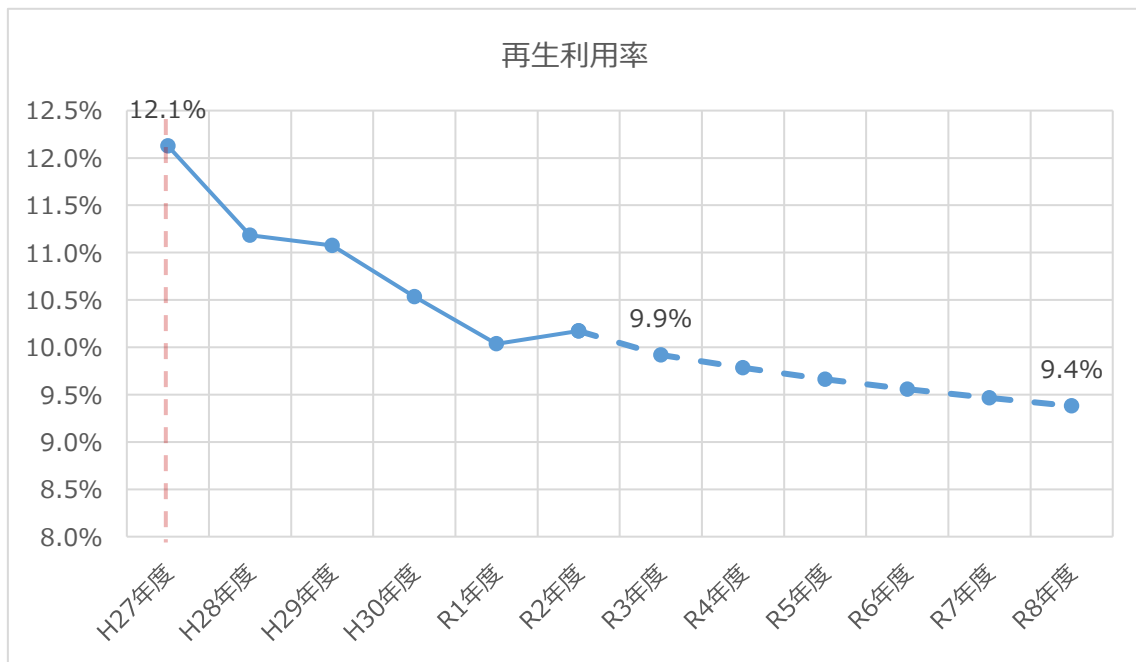
(2) 処理状況の将来推計

1) 再生利用率の将来推計

過去の処理実績を基に、再生利用率を推計すると、再生利用率は平成 27 年度の 12.1%から、目標年の令和 8 年度には 9.4%と減少します。

再生利用率の推計結果

項目	平成 27 年度 (基準年度)	令和 3 年度 (中間年度)	令和 8 年度 (目標年度)
再生利用率	12.1%	9.9%	9.4%
ごみ総排出量	11,619 t	11,113 t	11,020 t
資源化量	1,406 t	1,100 t	1,036 t

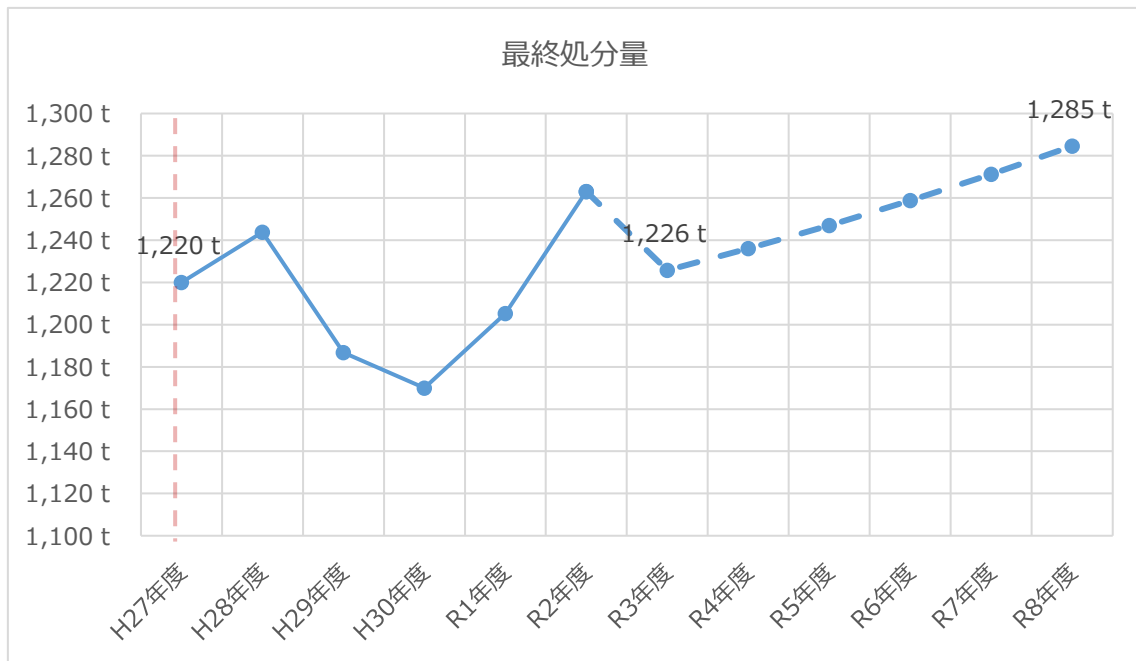


2) 最終処分量の将来推計

過去の処分率の実績をもとに、最終処分量を推計すると、以下のように増加傾向が見られ、最終処分量は1,220 t から 1,285 t へと増加します。

最終処分量の推計結果

項目	平成 27 年度 (基準年度)	令和 3 年度 (中間年度)	令和 8 年度 (目標年度)
最終処分率	10.5%	11.0%	11.7%
ごみ総排出量	11,619 t	11,113 t	11,020 t
最終処分量	1,220 t	1,226 t	1,285 t



(3) 将来推計のまとめ

現状の実績のまま推移すると仮定すると、目標年のごみ排出量・再生利用率・最終処分量は、以下ようになります。

現状からの推計値

項目	平成 27 年度 (基準年度)	令和 8 年度 (目標年度)	増減
排出量	11,619 t	11,020 t	△5.2%
生活系ごみ	8,848 t	8,587 t	△2.9%
事業系ごみ	2,771 t	2,433 t	△12.2%
再生利用率	12.1 %	9.4 %	-2.7 ポイント
最終処分量	1,220 t	1,285 t	+5.1%
(最終処分率)	10.5 %	11.7 %	

2. 数値目標

(1) 目標値の設定

国や県の廃棄物の発生抑制等の計画目標を踏まえ、令和 8 年度の目標値を設定します。

○ 現状の問題点

- ・ 1人1日当たりの生活系ごみ排出量は全国、山梨県平均に比べて多い。
→ごみの減量化が不可欠。他の自治体よりも、削減目標を高く設定する必要がある。
- ・ 再生利用率は平成 27～令和 2 年度実績値では全国、山梨県平均に比べて低い。
→再利用・リサイクル活動の徹底
- ・ 最終処分率は、全国、山梨県平均に比べてほぼ同等である。
→循環型社会の形成に向けて 4 R の推進

○ 目標設定の考え方

- ・ 現状を打破するために、最低限、山梨県の削減目標に準拠した目標を設定し、これまで以上に 4 R の推進に向けた取り組みを行う。

○ 「第4次山梨県廃棄物総合計画（令和3年3月）」の目標値

項目	平成30年度 (基準年度)	令和7年度 (目標年度)	増減
排出量	299 千t	266 千t	△11.0%
生活系ごみ	205 千t	182 千t	△11.0%
事業系ごみ	86 千t	77 千t	△10.7%
集団回収量	8 千t	7 千t	△14.4%
再生利用率	17.0 %	25 %	+8.0ポイント
最終処分量	19 千t	16 千t	△16.7%
(最終処分率)	6.5 %	6.1 %	△0.4ポイント

○ 本計画の目標値

山梨県の目標設定に係る削減率等を参考に、計画の目標値を以下のように設定しました。ただし、全国、県平均の1人1日当たりごみ排出量に比して、本市の排出量が多いため、この計画目標は最低限の数値であることに留意する必要があります。

○ 本計画の目標値

項目	平成27年度 (基準年度)	令和8年度 (目標年度)	増減
排出量	11,619 t	9,610 t	△17.29%
生活系ごみ	8,848 t	7,318 t	△17.29%
事業系ごみ	2,771 t	2,292 t	△17.29%
再生利用率	12.1 %	23.1 %	+11.0ポイント
(資源化量)	1,409 t	2,220 t	
最終処分量	1,220 t	723 t	△40.7%
(最終処分率)	10.5 %	7.5 %	—

- ① 令和8年度の一般排出量を、平成27年度の11,619tから9,610tに削減することを目標にします。
 - ・生活系ごみの排出量は実績に基づく将来推計では2.8%の削減ですが、目標設定では17.29%削減、その差14.49ポイントとこれまで以上の削減努力が必要です。
 - ・事業系ごみの排出量は実績に基づく将来推計では12.2%の削減ですが、目標設定では17.29%削減、その差5.09ポイントとこれまで以上の削減努力が必要です。
- ② 再生利用率を、平成27年度の12.1%から11.0ポイント増加の23.1%にすることを目標にします。
- ③ 令和8年度最終処分量を、平成27年度の1,220tから723tに削減することを目標にします。

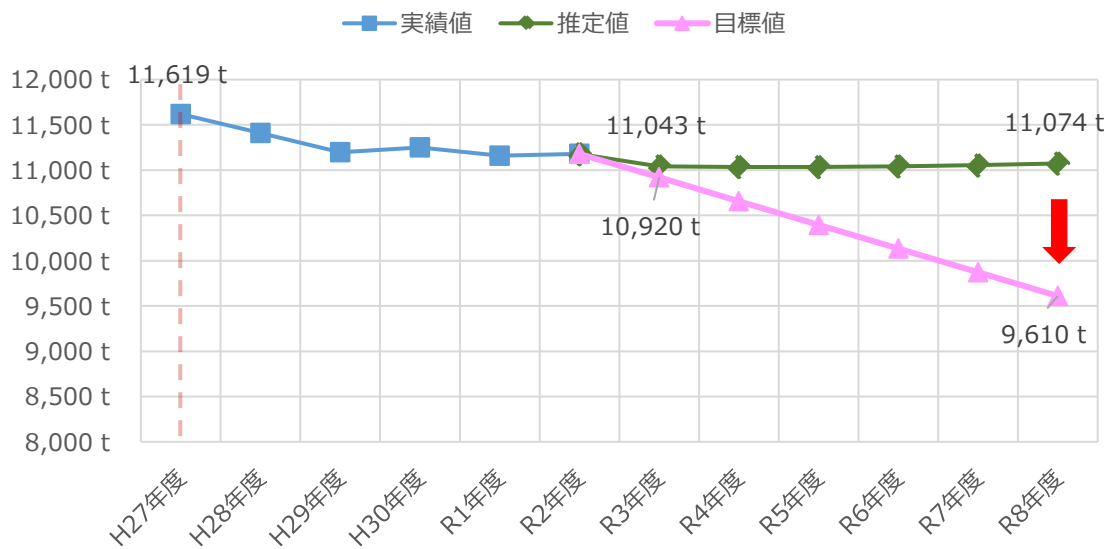
(2) 目標設定の考え方

1) ごみ総排出量

今後の積極的な施策を見込み、山梨県と同レベルの削減率を目標にします。

- 山梨県の削減目標は平成 30 年度 (実績値) →令和 7 年度 (目標値) で 11.0% の削減
 - ・ ごみ総排出量 : 299 千 t → 266 千 t
 - ・ 年平均変化率 : $11.0\% \div 7 \text{年} = 1.57\% \Delta$
- 中央市の平成 27 年度 → 令和 8 年度の削減量
 - ・ 削減率 : $11 \text{年} \times 1.57\% = 17.29\%$
 - ・ 削減量 : $11,619 \text{ t} \times 17.29\% \approx 2,009 \text{ t}$
- 令和 8 年度のごみ総排出量 (目標)
 - ・ 排出量 : $11,619 \text{ t} - 2,009 \text{ t} = 9,610 \text{ t}$
- * 第 4 次山梨県廃棄物総合計画「目標設定の考え方」参照 (以下同様)
(端数処理のため、小数点第 3 位を四捨五入)

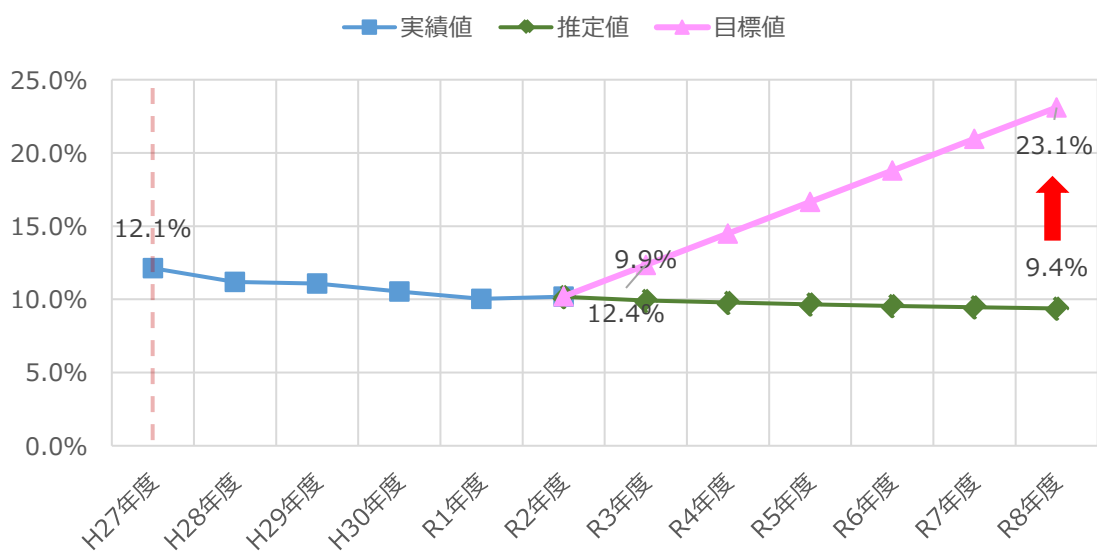
ごみの総排出量の目標



2) 再生利用率

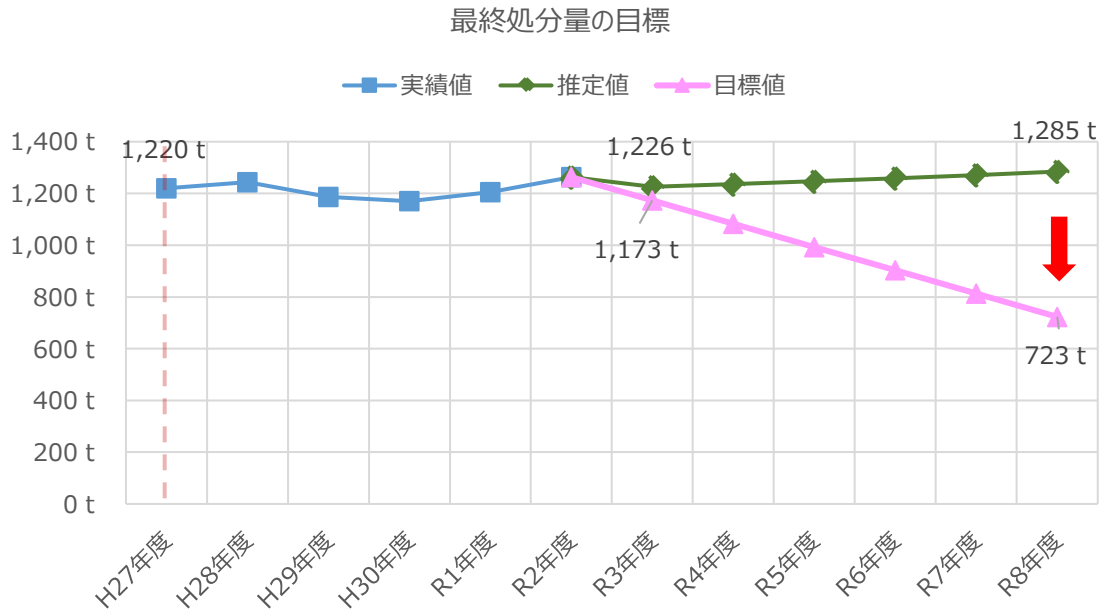
- 山梨県の目標は平成 30 年度（実績値）→令和 7 年度（目標値）で、17.0% →25.0%の 8.0 ポイントプラス
 - ・ 年平均変化率：8.0÷8 年=1.0 ポイントプラス
- 中央市の平成 27 年度→令和 8 年度の増加
 - ・ 11 年×1.0=11.0 ポイントの増加
- 令和 8 年度の再生利用率の目標
 - ・ 12.1%+11.0=23.1%

再生利用率の目標



3) 最終処分量

- 山梨県の削減目標は平成 30 年度（実績値）→令和 7 年度（目標値）で、
19 千 t → 16 千 t と、16.7%の削減
 - ・ 年平均変化率：16.7 ÷ 7 年 = 2.39%△
- ※ 本市は当初の削減率を維持
- 中央市の平成 27 年度→令和 8 年度の削減量
 - ・ 削減率：11 年 × 3.7% = 40.7%
 - ・ 削減量：1,220 t × 40.7% ≒ 497 t
- 令和 8 年度の最終処分量（目標）
 - ・ 最終処分量：1,220 t - 497 t = 723 t



(3) 削減目標の目安

山梨県に準拠した目標をまとめると以下ようになります。

○ 本計画の目標値（前出）

項目	平成 27 年度 (基準年度)	令和 8 年度 (目標年度)	増減
排出量	11,619 t	9,610 t	△17.29%
生活系ごみ	8,848 t	7,318 t	△17.29%
事業系ごみ	2,771 t	2,292 t	△17.29%
再生利用率	12.1 %	23.1 %	+11.0 ポイント
(資源化量)	1,409 t	2,220 t	
最終処分量	1,220 t	723 t	△40.7%
(最終処分率)	10.5 %	7.5 %	—

1) 全般的な取り組みの徹底

計画目標を山梨県（全国）の削減率に準拠すると、以下に関連する取り組みを従来以上に、積極的に推進する必要があります。

- 生活系ごみの大幅な減量化
- 再生利用の大幅な推進
- 最終処分量の大幅な削減

2) 1人1日当たり生活系ごみの想定

① 令和8年度の排出量

- ・ 生活系ごみについて、県（国）準拠で削減すると、令和8年度の1人1日当たりごみ総排出量は654gとなります（次表参照）。
- ・ 令和8年度の資源物を除く1人1日当たりの排出量を平成27年度の構成比と同様に推移すると仮定し560gすると、表のようになります。

② 令和8年度の排出量の想定結果

- ・ 可燃ごみ：491g（平成27年度の構成比と同様に推移すると仮定）
- ・ 不燃ごみ：37g（同）
- ・ 粗大ごみ他：32g（同）
- ・ 資源ごみ量：94g（令和8年度の1人1日当たりごみ総排出量から、上述各種のごみ排出量を引いた値）

○ 1人1日当たりの生活系ごみ排出量（想定）

	平成 27 年度 (基準年度)	令和 8 年度 (目標年度)	備考
生活系ごみ排出量	8,848 t	7,318 t	
人口	30,990 人	30,656 人	(H27 年度 住基台帳人口へ修正)
1人1日当たり	782 g	654 g	(H27 年度比 16%削減)
可燃ごみ	588 g	491 g	H27 年度（基準年度）の構成比に 順じて推移すると仮定
不燃ごみ	44 g	37 g	
粗大ごみ他	38 g	32 g	
小計 (H26 県の実績) (H26 国の実績)	670 g (607 g) (521 g)	560 g	H26 年度の国の実績並みにする (H27 年度比 16%削減)
資源ごみ	112 g	94 g	(H27 年度比 16%減)
合計	782 g	654 g	

③ 可燃ごみ削減の目安

生活系ごみの中で可燃ごみが 75%を占めています。可燃ごみをいかに削減するかがごみ減量の決め手です。

平成 27 年度から令和 8 年度で可燃ごみは 588 g から 491 g へと約 97 g の削減が必要になります。その目安としては、次のように想定されます。

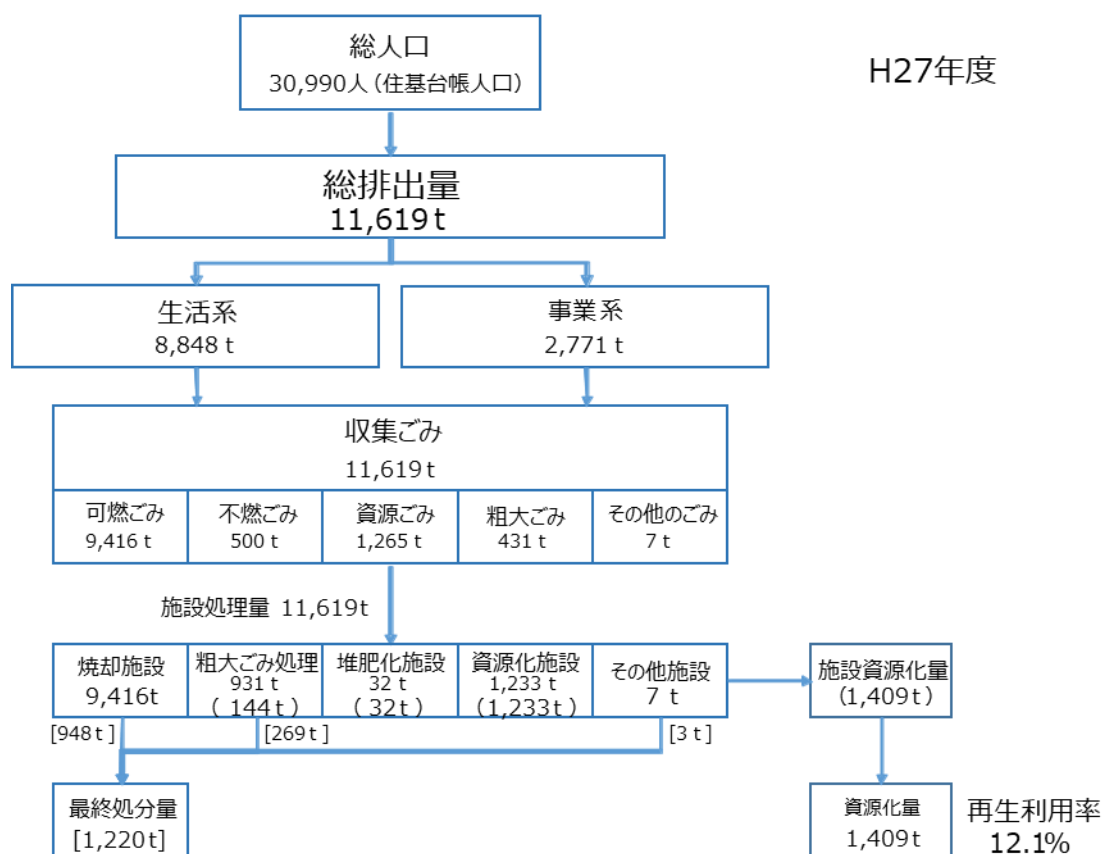
○ 可燃ごみの削減の目安

- ・ 平成 27 年度の可燃ごみ 588 g の 45% (265 g) が水分。水分の 3.8 割がカットできれば 99.7 g の削減
 - ・ A4 サイズのコピー用紙 4 g、25 枚で 100 g 削減
 - ・ 茶わん 2/3 杯のご飯 100 g、買いすぎない等の食品ロスの削減で 90 g の削減
- 以上のようなことを実践することで、97 g 程度の削減に結びつきます。

3) 全体のごみ処理フローからみた減量化、資源化

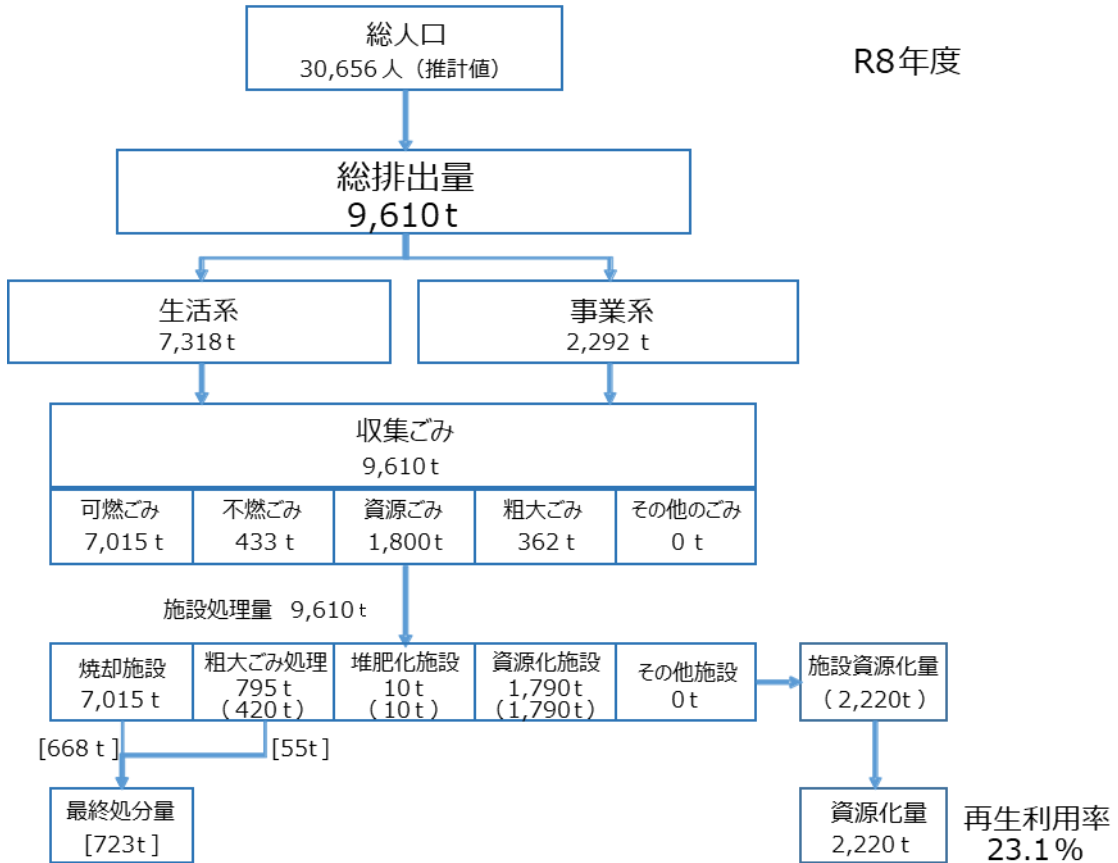
① 平成 27 年度のごみ処理フロー

平成 27 年度のごみ処理フローは以下のとおりです。



② 令和8年度のごみ処理フロー

再生利用率の目標達成を踏まえると、1人1日当たりの可燃・不燃ごみの16%以上の削減が必要になります。このため、可燃・不燃ごみ等の分別収集の徹底が望まれます。



※()内は資源化量、[]内は最終処分量を示す

第4節 目標達成のための施策

1. 生活系ごみの減量・資源化の推進

(1) 循環型社会に向けた意識改革

目標を達成するためには、市民一人ひとりが、これまで以上にごみのリフューズ(断る)、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の4Rの推進に取り組む必要があります。このため、本市では、4Rの推進に向けた啓発活動や環境教育を推進するとともに、市民、事業者、市の意識改革を図っていきます。

○ 啓発活動の推進

本市では、ごみの減量化や4Rの推進に資する情報について、広報誌で提供しています。

今後も、ごみ減量化について、広報誌やホームページで紹介するとともに、ごみ処理施設等見学会の開催、ごみ減量化キャンペーンの実施など、市民を巻き込んだ取り組みを継続して推進します。

○ 環境学習の推進

循環型社会の形成に向けて、子どもから大人までの環境について学習する機会を設け、環境教育・環境学習の推進を図ります。また、ごみ処理施設等見学会の開催とともに、小中学校への講師派遣なども検討していきます。

○ グリーン購入の推進

買い物をするときに、必要かどうかを考え、必要なときは環境への負荷ができるだけ少ないものを買うことが重要です。長く使えるもの、詰め替えられる商品を選ぶこともごみの減量化に結びつきます。

本市では、消耗品や備品の調達については環境に配慮した製品の購入に努めるとともに、市民、事業者への啓発活動を推進します。

(2) リフューズ、リデュースの推進

令和元年度の生活系ごみのうち、76%を可燃ごみが占めています。この可燃ごみの減量化が生活系ごみの削減に直結します。

本市では、市民にリフューズ(断る)、リデュース(発生抑制)に必要な情報提供とともに、可燃ごみの減量化への様々な支援策を進めていきます。

○ レジ袋・過剰包装の削減

市民一人ひとりが消費者として、マイバック持参やレジ袋・包装の削減などによって、ごみの減量化を効果的に行うことができます。

本市では、市民に対してマイバック持参の呼びかけ、スーパー等事業者に対する働きかけなどの啓発活動を推進します。

○ 生ごみの減量化

生ごみの減量には、「買いすぎない」、「食べ残さない」ことが重要です。また、可燃ごみの40数%が水分であり、特に水分が60%以上含まれる生ごみの水きりはごみの減量化に大きな効果があります。

このため、本市では減量効果の大きい生ごみの水きり運動を市民に啓発していきます。現在実施している、「コンポスト式・電気式生ごみ処理機等の購入に対する助成」などを今後とも推進していきます。

(3) リユースの推進

リユース（再使用）は一度使ったものを何度も使用することですが、昔から衣服のお下がりや本の貸し借りなどが行われています。また、山梨県内のイベントでは、リユース食器を利用することも行われています。家庭で不要になった物品を、必要とする人がリユースするための取り組みとして、フリーマーケットや物品（衣類、玩具、日用品、書籍など）を販売するリサイクルショップなどがあります。

本市では、市民のリユースを推進するため、粗大ごみや廃家電などで再利用可能なものを極力リユースするための推進施策を検討し、インターネットオークションや民間のリサイクルショップの活用、市民団体のフリーマーケットの支援などを推進します。また、フードバンク活動への協力・支援など、食料品のリユースによる食品ロスの削減を推進します。

- 粗大ごみ・廃家電のリユース推進施策の検討
- インターネットオークションの活用
- 市民のフリーマーケットの支援
- リサイクルショップとの連携
- フードバンク活動への協力（食品ロスの削減）
- イベントなどでのリユース食器の利用

(4) リサイクルの推進

資源ごみの回収については、説明会の開催や市の広報誌、回覧、ホームページを活用し、周知徹底を図っていきます。また、有価物回収活動を担うボランティア団体、学校等の代表者と効果的な対策を検討の上、必要な有価物回収活動の支援策をさらに充実します。

○ 分別収集の徹底

毎年度末に翌年度のごみ収集カレンダーとともに、「ごみの出し方・仕分け方」をまとめたチラシを全世帯に配布していますが、「燃えるごみ」の中にリサイクル可能なプラスチック容器・包装が混入していたり、「燃えないごみ」の中にアルミ缶や小型家電が混入しているなど分別が徹底していない状況です。

今後も自治会と連携し、不適切な排出ごみに対する掲示板への注意書きなどによって、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源ごみ」などの分別マナーの徹底を図ってまいります。また、学生などの新規転入者には、不動産管理会社等と連携し、分別マナーの周知を図っていきます。

○ 24 時間リサイクルステーション

市役所（支所含む）には 24 時間搬入可能なリサイクルステーションがあり、市民が搬入した缶類・びん類・紙類・ペットボトル・プラスチック・廃食油・蛍光灯などは処理業者に引き取られ、同種製品や建設・土木資材等に再生されます。中には、汚れたまま搬入する人や一般ごみ・粗大ごみを持ち込む例もあり、リサイクル品の分別マナーが問題となっています。

24 時間リサイクルステーションはリサイクル推進の中心的役割を果たす施設であるため、市民への周知を図り、更なるリサイクル推進に努めます。

○ 生ごみの堆肥化

豊富地区では平成 10 年度からとよみクリーンセンターコンポスト施設で、各し尿処理施設から発生する汚泥と地区の各一般家庭から搬出される生ごみを発酵させ堆肥化を行うなど、生ごみの有効活用を行っています。また、本市では、家庭菜園・家庭の植木等に肥料として活用できる方を対象に、コンポストのほか電気式処理機器などの生ごみの自家用処理容器の購入に補助金を交付しています。今後とも、リサイクルの普及および資源の有効利用を進めるため、これら補助制度の普及に努めます。

2. 事業系ごみの減量・資源化の推進

(1) 減量・資源化の推進

平成 27 年度の事業系ごみはごみ総排出量の 24%で、2,771 t/年となっています。また、事業系ごみの 99.9%は可燃ごみで、目標達成のためには、可燃ごみの大幅な削減が必要です。本市では、市内事業者に対し、ごみ減量化についての広報・情報提供・啓発活動を行うとともに、ごみ減量化に向けての対策を事業者団体と検討していきます。

可燃ごみの大半を占める紙類については、再生可能な紙類の混入の抑制措置、搬入検査体制の強化・手数料の見直しなどによって、紙類の再生利用を促進します。

また、事業者に対しグリーン購入、フードバンク活動への協力などの働きかけを行います。

- 事業者に対するごみ減量化等を要請するパンフレット作成
- グリーン購入などの働きかけ
- フードバンク活動へ働きかけ
- 再生可能な紙類の可燃ごみへの混入抑制

(2) 公共施設・学校等における減量・資源化の推進

事業所や市民にごみの減量・資源化を働きかける上で、最も効果的な方法は公共施設・学校で率先して、優れた取り組みを示すことです。このため、公共施設及び学校等において生ごみ処理、ごみの分別、グリーン購入の徹底等、循環型社会形成に向けた取り組みを推進します。

- 市の公共施設におけるグリーン購入の徹底
- 公共施設での減量・リサイクルの推進
- 学校における生ごみの堆肥化の推進
- 学校・公共施設におけるフリーマーケットの支援

3. 適正処理の推進

(1) 分別・排出

ごみの適正処理の基本は分別です。本市が定めた分別区分、ごみ袋、収集場所、収集日などについて、市民・事業者の協力が得られるように、以下の活動を進めます。

1) 普及・啓発

- ごみ収集カレンダーやチラシ、広報誌などの配布
- 転入者・外国籍市民に対する、市窓口でごみの出し方の説明
- 不動産会社、アパート経営者を通じたごみ収集カレンダーの配布
- 市ホームページにおけるごみの出し方ルールを紹介
- 若者世代がスマートフォンで気軽にアクセスできるような情報ツールの導入
- 外国籍市民に対する、英語版などのごみの出し方ルールの説明書の配布周知

2) 排出ルールの徹底

- 分別ルールが守られていないごみ袋には警告シールの貼り付け等

3) ごみ・資源の保管

- ごみ集積所、24時間リサイクルステーションの環境美化

4) 不法投棄の防止

- 不適切な排出、不法投棄に対する行政・自治会等による巡回・指導

(2) 収集・運搬

ごみ集積所に排出されたごみは、現状体制を基本とし、収集します。今後、人口減少や高齢化などの社会情勢の変化やごみの排出量、収集コストの削減に配慮し、適切な収集体制を検討します。

(3) 中間処理・最終処分施設

本市では、田富・玉穂地区においては中巨摩地区広域事務組合清掃センターでごみの中間処理をしており、最終処分については全て山梨県市町村総合組合立一般廃棄物最終処分場（通称「かいのくにエコパーク」）で埋立て処分を行っています。可燃ごみは清掃センター焼却施設で焼却処理を行い、不燃ごみ及び粗大ごみは清掃センター粗大ごみ処理施設で破碎後に鉄、アルミ、可燃残渣、不燃残渣の4種選別を行い、資源物回収と最終処分量の削減を図っています。

豊富地区では青木が原ごみ処理組合清掃センターの焼却廃止以降、民間の中間処理施設で処理していますが、平成 26 年度からは埼玉県の PFI 施設に搬送し、ガス化改質方式により中間処理を行い、残渣はほとんど発生しておりません。

また、清掃センターなどに搬入されたリサイクル品（ビン、ペットボトル、白色トレイ、廃乾電池、廃蛍光管）は指定法人ルートや資源化業者に引き渡し、適正な資源化に努めています。今後とも、資源物回収と最終処分量の削減に努めます。

（４）災害廃棄物

大規模地震や風水害などの災害時には、がれきなどの廃棄物が大量に発生し、交通の途絶などによって一般ごみも収集・処分が難しくなる事態が想定されます。また、避難所のごみ・し尿を適正に処理し、避難生活の環境改善や市民の生活基盤の早期回復を図ることも必要です。

このため、「中央市災害廃棄物処理計画（令和 2 年 3 月策定）」に基づき、地震や風水害などで発生する災害廃棄物の円滑な処理に向けて、仮置き場の検討や処理体制の整備を図ります。

（５）処理費用の適正な負担

事業系ごみについては、自己処理責任の原則のもと、他市町や組合と調整し、処理手数料の適正化を図ります。また、生活系ごみについては、本計画に掲げるごみ減量化の施策を実施した上で、ごみの排出量の動向を注視するとともに、今後必要となる場合は、有料化導入についても調査・研究を進めます。

4. 市民・事業者・市の取り組みと役割分担

循環型社会を目指し、4 Rを基本とした施策を推進するためには、市民、事業者の環境に配慮した自主的な行動が求められます。また、市は自ら率先して4 Rに取り組むとともに市民や事業者の取り組みを支援する必要があります。

市民、事業者、市がそれぞれ果たすべき役割、責任について理解を深め、相互に協力して取り組むことが重要です。

○ 市民・事業者・市の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみが出ない商品を選ぶ、買いすぎない、長く使えるものを選ぶ ○生ごみの水切りなどごみの減量化を心がける ○ルールに従い、分別などごみの適正な処理を心がける ○自治会活動などと協力して、4 Rの実行や街の美化に努める
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○環境配慮型、4 Rを基本とした事業活動を行う ○グリーン購入を行う ○自らの責任で、ごみの適正処理を進める ○市や地域と連携し、街の美化に努める
市	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら率先して4 Rに取り組む ○グリーン購入を行う ○市民や事業者に対する時宜にかなった普及・啓発活動を行う ○市民や事業者に効果的な4 Rの仕組み・体制・支援策を整備する

○ 4 Rの推進と3者の行動

		市民	事業者	市
リフューズ・リデュース	グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・買いすぎない ・詰め替え商品の購入 ・環境に配慮した製品の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・詰め替え商品の販売 ・環境に配慮した製品の販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発 ・率先してグリーン購入の推進
	レジ袋・過剰包装の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の削減 ・マイバックの持参 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発
	生ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物物の工夫 ・水切りの徹底 ・生ごみの堆肥化 	<ul style="list-style-type: none"> ・水切りの徹底 ・生ごみの堆肥化 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発 ・コンポスト式・電動式生ごみ処理機への助成
リユース	リユースの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リユース商品の購入 ・フリーマーケットの利用や参加 ・リサイクルショップの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルショップ情報の発信 ・フリーマーケットへの参加 ・フードバンク活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ・廃家電のリサイクル検討 ・フリーマーケットの支援 ・リユース食器の活用 ・リユース製品の普及啓発
リサイクル	資源ごみの分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの分別徹底 ・自治会活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別体制の導入 ・再生可能な紙類の分別の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別マナーの啓発 ・自治会活動との連携強化
	生ごみの堆肥化と利用	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの堆肥化 ・家庭や農用地での利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業団体などの堆肥利用 ・堆肥を利用した農産物の販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ自家用処理機器の購入補助

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の状況

(1) 生活排水処理体制・施設

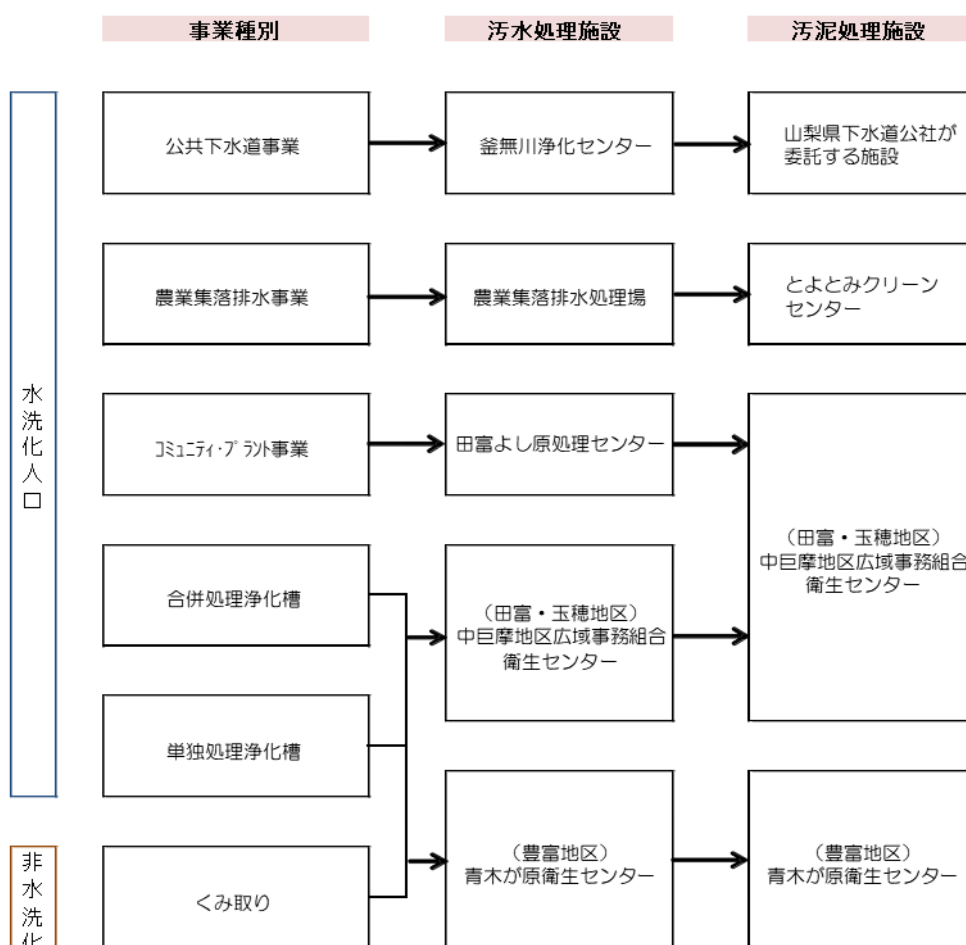
本市の生活排水処理体系の概要及びその主体は、以下の図表のとおりです。

本市の下水道は釜無川流域下水道に属しており、田富・玉穂地区で発生する汚泥は「釜無川浄化センター」で処理されています。

また、豊富地区では農業集落排水処理場、田富リバーサイド地区では「田富よし原処理センター」で処理され、個別処理区域では合併処理浄化槽によって処理されています。

豊富地区の農業集落排水は「とよとみクリーンセンター」でコンポスト化され、コミュニティ・プラント及び田富・玉穂地区のし尿・浄化槽汚泥は、「中巨摩地区広域事務組合衛生センター」へ、豊富地区のし尿・浄化槽汚泥は、「青木が原衛生センター」へそれぞれ運ばれ、処理されています。

中央市生活排水処理体系



生活排水処理の主体

処理施設の種類	対象となる排水種類	処理主体
流域下水道	し尿・生活雑排水	山梨県 (釜無川流域下水道)
農業集落排水	し尿・生活雑排水	中央市
コミュニティ・プラント	し尿・生活雑排水	中央市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理	し尿・浄化槽汚泥	中巨摩地区広域事務組合 青木が原衛生センター

また、本市にて稼働する各施設概要は以下のとおりです。

公共下水道計画の概要

項目	全体計画				事業計画			
	玉穂	田富	南 アルプス市	計	玉穂	田富	計	
目標年次	令和 17 年度				令和 6 年度			
計画区域(ha)	376.9	474.9	0.8	852.6	296.9	397.7	694.6	
計画人口	11,645	16,788	34	28,467	11,645	16,788	28,433	
排除方式	分流式				分流式			
家庭汚水量原単位 (日平均)	360L				360L			
地下水量	日最大汚水量の 20%				日最大汚水量の 20%			
計画 汚水量 (日最大) (m ³ /日)	家庭 汚水量	5,241	7,554	15	12,810	4,338	6,715	11,053
	地下水量	1,049	1,510	3	2,562	868	1,342	2,210
	工場 排水量	2,634	138	-	2,772	2,617	137	2,754
	その他 汚水量	668	500	-	1,168	668	500	1,168
	計	9,592	9,702	18	19,312	8,491	8,694	17,185

出典：中央市公共下水道事業計画 変更協議申出書（平成 30 年度）

その他污水处理施設の状況

施設名称	供用開始年	污水处理方式	処理能力 (m ³ /日)	運転管理	備考
中尾・宇山 地区処理場	S63 年度	土壌被覆型 接触ばっ気方式	92.4	委託	市内
浅利川東部 地区処理場	H6 年度	オキシレーションディッチ	516.8	委託	市内
浅利川西部 地区処理場	H8 年度	オキシレーションディッチ	359.7	委託	市内
浅利 地区処理場	H7 年度	回分式活性汚泥法	214.5	委託	市内
浅利川第二 地区処理場	H17 年度	回分式活性汚泥法	300	委託	市内
高部 地区処理場	H8 年度	回分式活性汚泥法	108.9	委託	市内
田富よし原 処理センター	S52 年度	標準活性汚泥法	2,500	委託	市内
中巨摩地区 広域事務組合 衛生センター	H6 年度	高負荷	85	直営	市内
青木が原 衛生センター (富士河口湖町)	S47 年度	嫌気性消化	50	直営	市外

出典：中央市污水处理施設整備構想策定業務報告書

汚泥処理施設の状況

施設名称	処理対象汚泥	污水处理方式	汚泥 処理方式	処理 能力
釜無川浄化センター	下水汚泥	標準活性汚泥法	焼却	27.16t- DS/日
とよとみクリーンセンター	農集汚泥	膜分離活性汚泥法	堆肥化	
田富よし原処理 センター	コミュニティ・プラント汚泥	標準活性汚泥法	焼却	85kL/日
中巨摩地区広域事務 組合衛生センター	し尿、 浄化槽汚泥	高負荷	焼却	85kL/日
青木が原衛生センター (富士河口湖町)	し尿、 浄化槽汚泥	嫌気性消化	焼却脱水後 農地還元	50kL/日

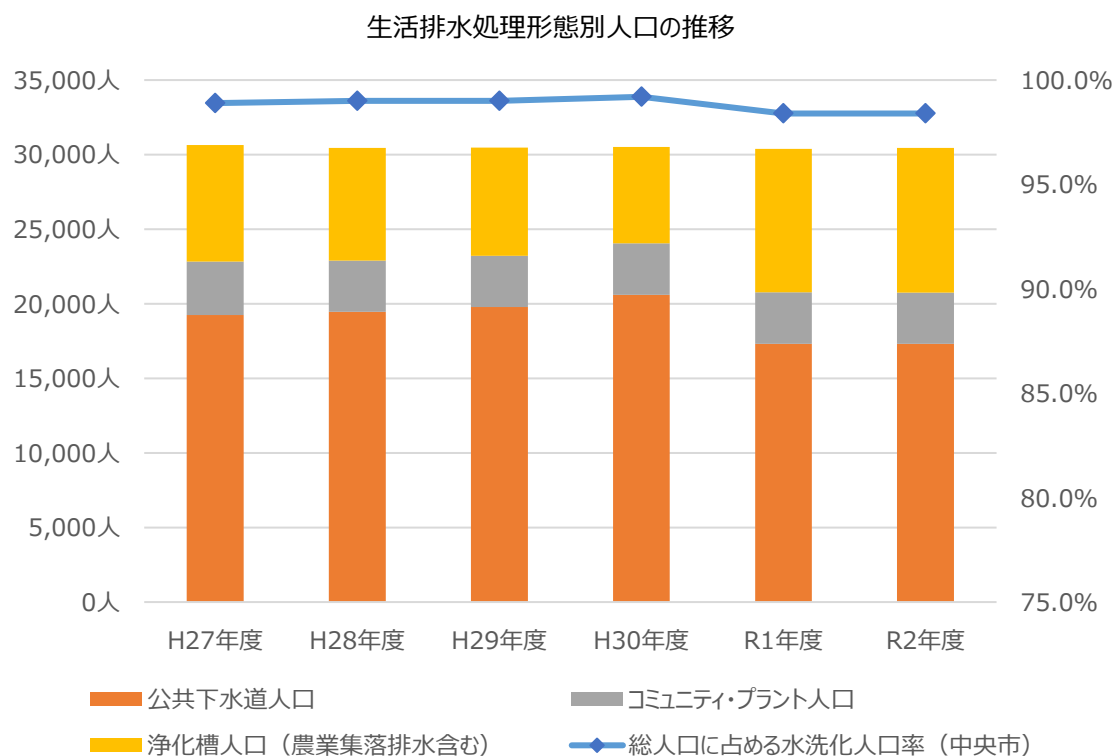
出典：中央市污水处理施設整備構想策定業務報告書

2. 生活排水処理人口

(1) 生活排水処理形態別人口の推移

本市における生活排水処理形態別人口の推移は次のとおりです。

総人口に占める水洗化人口率は令和元年度 98.4%で、全国及び山梨県の状況と比較しても高い水準であり、生活排水処理状況は改善し続けています。



		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
非水洗化	計画収集人口	338人	320人	299人	232人	489人	497人	
	水洗化	公共下水道人口	19,239人	19,468人	19,783人	20,608人	17,325人	17,324人
		コミュニティ・プラント人口	3,599人	3,429人	3,429人	3,451人	3,449人	3,433人
	浄化槽人口(農業集落排水含む)	7,814人	7,549人	7,255人	6,449人	9,613人	9,698人	
総人口 (住民基本台帳)		30,990人	30,766人	30,766人	30,740人	30,876人	30,952人	
総人口に占める水洗化人口率 (中央市)		98.9%	99.0%	99.0%	99.2%	98.4%	98.4%	
総人口に占める水洗化人口率 (山梨県)		94.0%	94.4%	95.6%	95.8%	96.1%	—%	
総人口に占める水洗化人口率 (全国)		94.3%	94.6%	94.8%	95.2%	95.4%	—%	

出典：一般廃棄物処理事業実態調査 (R2年度は市民環境課データ)

※総人口は住民基本台帳 (各10月1日現在) の登録数 (法改正によりH24年度以降は外国人住民も含む)

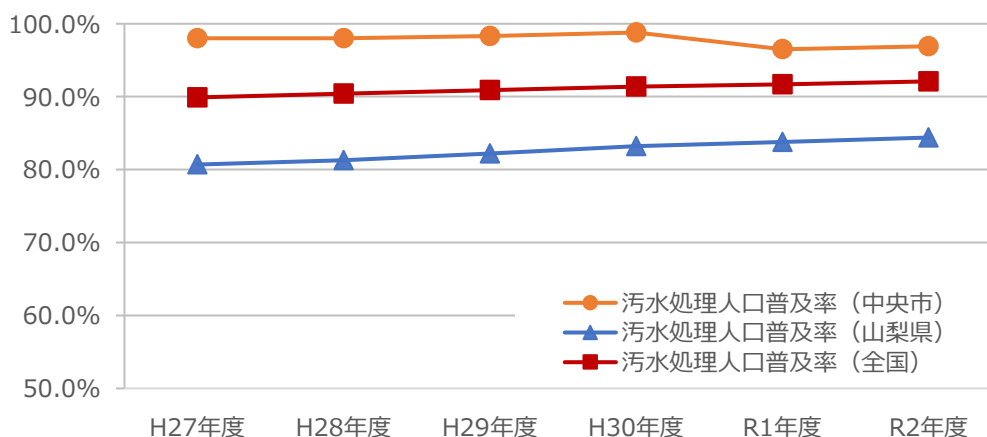
(2) 汚水処理人口普及率

本市の汚水処理人口普及率は次のとおり、山梨県平均及び全国平均よりも非常に高い水準で推移しています

汚水処理人口普及率とは、前述の水洗化率とは異なり、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理人口の普及状況を、各年度末時点の人口で表したものであり、生活排水処理状況の全国的な統一指標として平成8年度から公表されているものです。

山梨県では「山梨県生活排水処理施設整備構想 2014」において、令和5年度までに87.4%を達成することを目標としていますが、本市ではその水準を十分に達成しています。

汚水処理人口普及率の推移



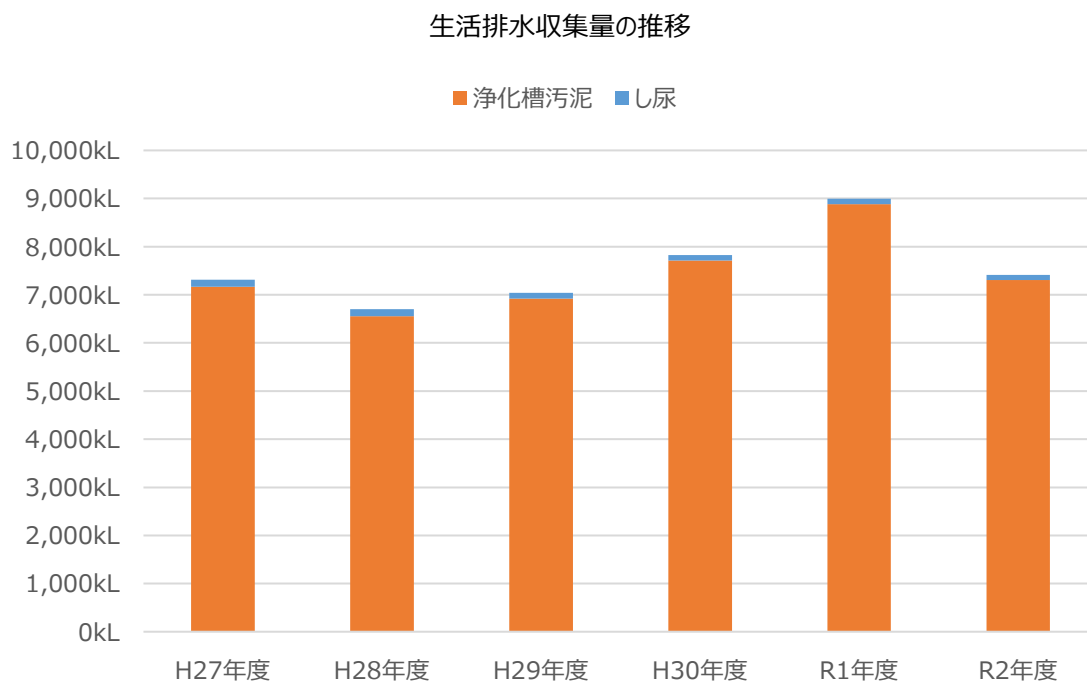
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
汚水処理人口普及率 (中央市)	98.0%	98.0%	98.3%	98.8%	96.5%	96.9%
汚水処理人口普及率 (山梨県)	80.7%	81.3%	82.2%	83.2%	83.8%	84.4%
汚水処理人口普及率 (全国)	89.9%	90.4%	90.9%	91.4%	91.7%	82.1%

出典：国土交通省・農林水産省・環境省HP

3. し尿・汚泥の排出状況

(1) し尿・汚泥の収集量

本市におけるし尿・汚泥の収集量の推移については次のとおりです。
令和元年度まで増加傾向でしたが、令和2年度は大幅に減少しました。



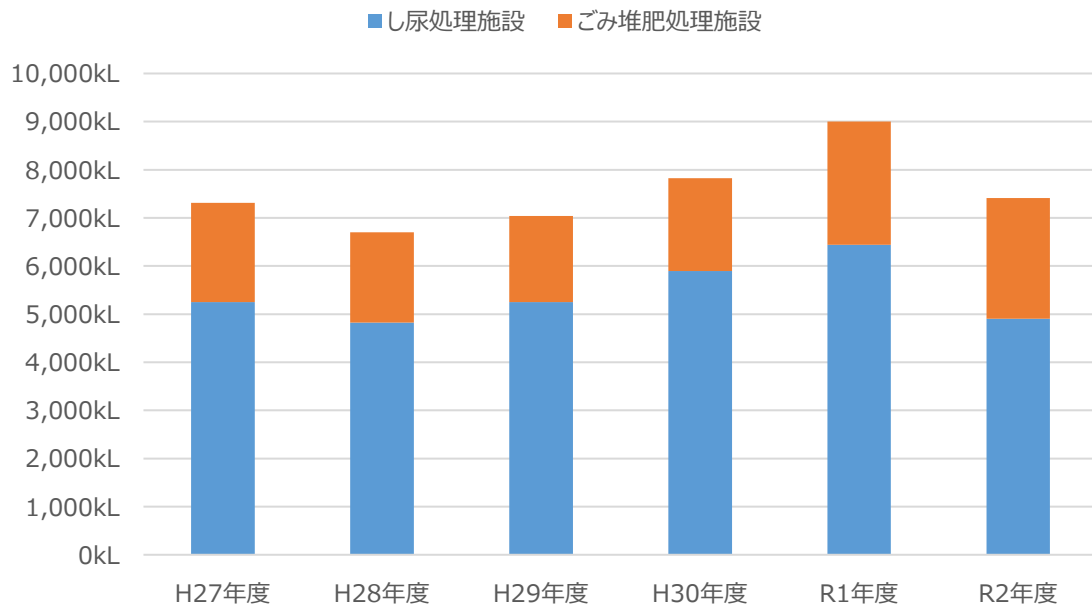
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
浄化槽汚泥	7,166 kL	6,555 kL	6,921 kL	7,713 kL	8,886 kL	7,309 kL
し尿	148 kL	146 kL	117 kL	111 kL	113 kL	106 kL
合計	7,314 kL	6,701 kL	7,038 kL	7,824 kL	8,999 kL	7,415 kL

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（R2年度は市民環境課データ）

(2) し尿・汚泥の処理量

本市におけるし尿・汚泥の施設別処理量の推移は次のとおりです。

生活排水処理量の推移



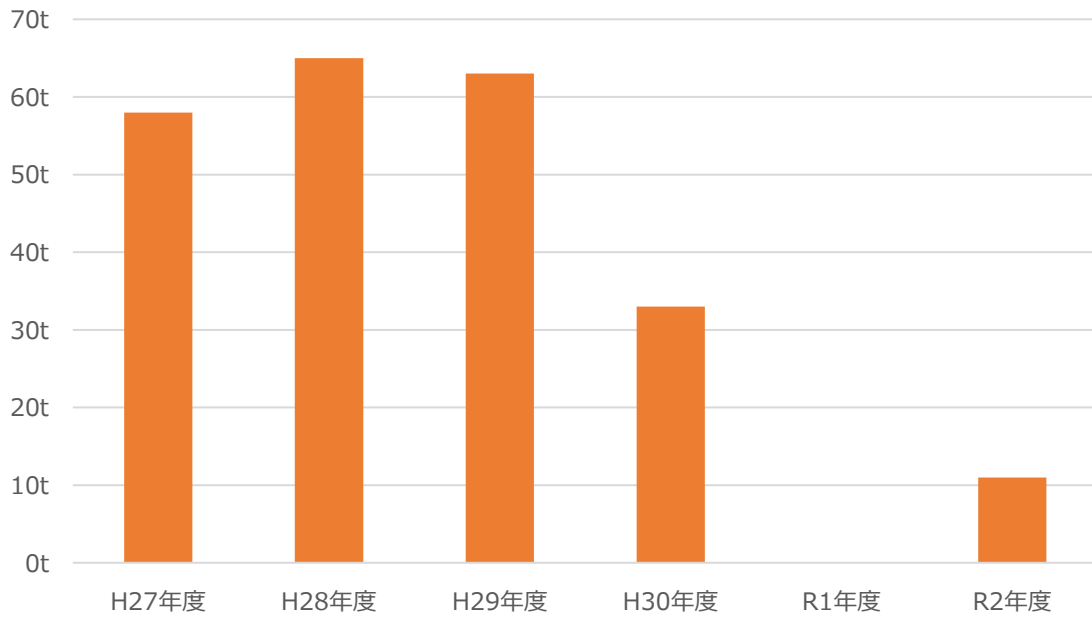
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
し尿処理施設	5,248kL	4,822kL	5,248kL	5,898kL	6,440kL	4,903kL
ごみ堆肥化施設	2,066kL	1,879kL	1,790kL	1,926kL	2,559kL	2,512kL
合計	7,314kL	6,701kL	7,038kL	7,824kL	8,999kL	7,415kL

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（R2年度は市民環境課データ）

(3) し尿・汚泥の堆肥化

豊富地区では「とよとみクリーンセンター」で生ごみとし尿・汚泥を処理し、堆肥化が行われています。その生産量は次のとおりです。

し尿・汚泥の再生利用（とよとみクリーンセンターにおける堆肥生産量）



	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
堆肥生産量	58t	65t	63t	33t	0t (※)	11t

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（R2年度は市民環境課データ）

※令和元年度は、施設修繕のため

4. 生活排水処理の課題

本市では、平成 28 年 3 月に「中央市汚水処理施設整備構想」を策定し、令和 7 年度までの中期目標、令和 17 年度までの長期目標を設定し、生活排水等汚水の適正処理の推進に取り組んでいます。

なお、生活排水処理については以下に示す課題があります。

(1) 汚水処理の普及・促進

令和 2 年度の汚水処理人口の普及率は 96.9%となっており、全国平均 (82.1%)、山梨県平均 (約 84.4%) と比較して、汚水処理施設の普及は進んでいますが、今後できる限り普及率 100%を目指し、全市民が衛生的で快適な生活が送れるよう、汚水処理施設の整備に努めていく必要があります。

(2) 持続的で安心できる生活排水処理サービスの提供

本市の生活排水処理施設は、「整備の時代」から「維持管理の時代」へと本格的に移行する時期を迎えています。

また、本市においても将来の人口減少・少子高齢化傾向が顕在化すると予想されており、持続的で安心できる生活排水処理サービスを提供するためには、将来の汚水人口・社会構造と事業の運営全般を見渡し、新たな技術・事業手法の導入支援、既存施設の改築更新や維持管理などを柔軟に検討する必要があります。

(3) 接続率の向上

公共下水道が使えるようになった区域でも接続が行われないと、生活雑排水などがそのまま放流され、いつまでもたっても河川などの水質改善につながりません。そのため、早期接続を目指す必要があります。

(4) 合併処理浄化槽への転換

平成 13 年 4 月に浄化槽法の改正が行われ、単独処理浄化槽の新たな設置は禁止され、その使用者は、合併処理浄化槽への転換に努める必要があります。また、河川等公共水域の水質保全を図るために、転換の推進に努める必要があります。

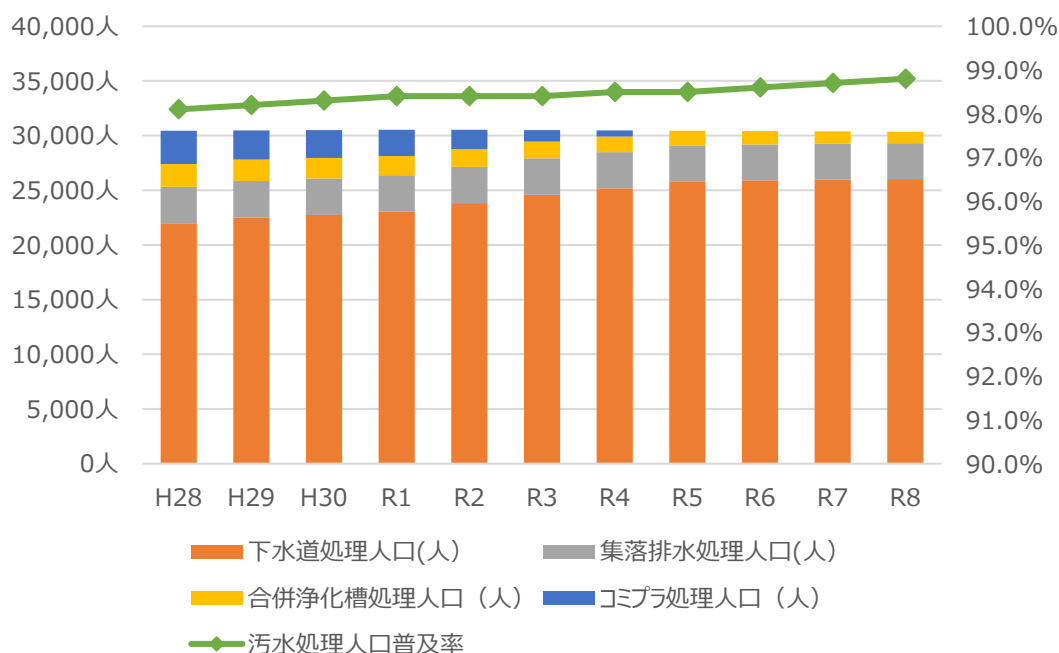
※「中央市汚水処理施設整備構想」…市街地のみならず農山村地域を含めた市全域の汚水処理施設の整備を計画的、効率的に実施していくために策定された構想。

第2節 生活排水処理計画

1. 生活排水処理の目標

平成28年3月に策定された「中央市汚水処理施設整備構想」において、処理形態別人口について以下のとおり設定されています。これは、将来人口予測、経済性、地域特性等を考慮し、汚水処理を推進していくための目標とされています。

生活排水処理形態別人口設定



	H28	H29	H30	R1	R2	R3
行政人口	31,044	31,038	31,032	31,027	31,021	31,004
下水道処理人口(人)	21,980	22,504	22,749	23,053	23,817	24,601
集落排水処理人口(人)	3,347	3,340	3,333	3,326	3,320	3,313
合併浄化槽処理人口(人)	2,077	1,970	1,863	1,756	1,649	1,542
コミプラ処理人口(人)	3,036	2,661	2,558	2,388	1,740	1,060
汚水処理人口(人)	30,440	30,475	30,503	30,523	30,526	30,516
汚水処理人口普及率	98.1%	98.2%	98.3%	98.4%	98.4%	98.4%

	R4	R5	R6	R7	R8
行政人口	30,953	30,902	30,851	30,800	30,743
下水道処理人口(人)	25,186	25,810	25,905	25,999	26,024
集落排水処理人口(人)	3,306	3,299	3,293	3,286	3,280
合併浄化槽処理人口(人)	1,435	1,328	1,221	1,114	1,063
コミプラ処理人口(人)	550	0	0	0	0
汚水処理人口(人)	30,477	30,437	30,419	30,399	30,367
汚水処理人口普及率	98.5%	98.5%	98.6%	98.7%	98.8%

出典：中央市汚水処理施設整備構想

2. 生活排水処理の中長期方針

「中央市汚水処理施設整備構想」において示されている、目標年次を令和7年度とした中期計画でのアクションプランと、目標年次を令和17年度とした長期的な整備・運営管理計画は以下のとおりです。

(1) 中期目標

○ 計画・目標値

- ・ 汚水処理人口普及率：98.0%（平成27年度）→98.7%（令和7年度）

1) 汚水処理について

- ① 公共下水道については、市内の用途地域内の面整備を優先的に進める。また、水洗化率の向上を目指し、接続率の向上・維持を図る。
- ② コミュニティ・プラントについては、公共下水道計画区域内に位置しており、令和7年度までに下水道への接続を終える予定とする。その際、処理施設は廃止し、管路については劣化の状況に応じて改築更新を行う。
- ③ 豊富地区の農業集落排水処理場については、既存6施設での施設整備が完了しており、今後の施設整備は見込まない。
- ④ 個別処理区域における単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換は、個人設置型合併処理浄化槽事業により進める。

2) 汚泥処理について

- ① 釜無川浄化センターから発生する下水汚泥は、引き続き山梨県（流域管理事務所）の管轄として処理され、セメント原料及び肥料としての活用を想定する。
- ② 農業集落排水処理場からの汚泥は、とよとみクリーンセンターにおいて引き続き肥料化を予定する。
- ③ し尿及び浄化槽汚泥は、中巨摩地区広域事務組合衛生センター（田富・玉穂地区分）において、除去した「し渣」を焼却、その焼却炉の熱を利用して脱水汚泥を乾燥させ、乾燥汚泥はひたちなか市の中間処理施設にて中間処理後、北茨城市にて最終処分する。青木が原衛生センター（豊富分）では脱水処理をする。

(2) 長期目標

○ 計画・目標値

- ・ 汚水処理人口普及率：98.0%（平成27年度）→99.5%（令和17年度）

1) 汚水処理について

- ① 公共下水道については、用途地域内の整備に引き続き、用途地域外の下水道計画区域の整備を行う。その際、既設幹線ルートに隣接する家屋等については、改めて接続の必要性について検討を行う。
- ② 豊富地区の農業集落排水処理場は、既に施設整備が完了しているため、施設整備は行わない。
- ③ 個別処理区域における単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換は、個人設置型合併処理浄化槽事業により進める。

2) 汚泥処理について

- ① 釜無川浄化センターから発生する下水汚泥は、引き続き山梨県（流域管理事務所）の管轄として処理され、セメント原料及び肥料としての活用を想定する。
- ② 豊富地区のし尿、浄化槽汚泥については、青木が原衛生センターへ搬入しているが、その搬入を中止し、中巨摩地区広域事務組合衛生センターで処理することを検討する。
- ③ 農業集落排水処理場からの汚泥は、とよとみクリーンセンターを廃止し、中巨摩地区広域事務組合衛生センターで処理することを検討する。
- ④ 中巨摩地区広域事務組合衛生センターにおける汚泥処理方法については、当該市施設における再生利用（資源化）についても検討していく。



中央市一般廃棄物処理基本計画

平成 29 年 3 月策定（令和 4 年 3 月改定）

発行・編集 中央市役所 市民環境課

〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原 301 番地 1

電話 055-274-8543 FAX 055-274-1130

URL <http://www.city.chuo.yamanashi.jp/>
